

令和6年 第2回

木古内町議会定例会会議録

令和6年6月20日 開会

令和6年6月20日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

## 目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（令和6年6月20日）	
議事日程	2
議会運営委員会報告書	3
議長諸報告	4
総務・経済常任委員会所管事務調査報告書	7
開会・開議の宣告	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 議会運営委員会報告	9
日程第 3 会期の決定	10
日程第 4 議長諸報告	10
日程第 5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告	10
日程第 6 町長及び教育長諸報告	12
日程第 7 行政報告	14
日程第 8 一般質問	16
3番 廣瀬雅一	16
7番 相澤巧	21
1番 平野武志	23
日程第 9 報告第1号 令和5年度木古内町一般会計繰越明許費繰越計算書について	34
日程第10 議案第1号 令和6年度木古内町一般会計補正予算（第2号）	36
日程第11 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について	49
日程第12 意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	50
日程第13 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書	51
日程第14 意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書	52
日程第15 意見書案第4号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書	53
日程第16 意見書案第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書	55
日程第17 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	57
会期中の閉会	58
会議録署名議員の署名	59

## 令和6年6月20日（木）第1号

- 開会日時 令和6年6月20日（木曜日）午前10時00分  
○ 閉会日時 令和6年6月20日（木曜日）午後 3時30分
- 

・出席議員（10名）

1番	平野武志	6番	安齋彰	
2番	東出洋一	7番	相澤巧	
3番	廣瀬雅一	8番	苅部礼司	
4番	竹田努	副議長	9番	吉田裕幸
5番	新井田昭男	議長	10番	又地信也

---

・欠席議員（なし）

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
教育長	藤澤義博
病院事業管理者	小澤正則
総務課長	幅崎英樹
町民課長	畑中正実
税務課長	阿部亮輔
会計管理者	阿部亮輔
保健福祉課長	吉田宏
まちづくり未来課長	田畑裕
産業経済課長	中山啓
商工観光創生室長	福井弘生
建設水道課長	構口学
病院事業事務局長	西山敬二
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
生涯学習課長	加藤隆一
給食センター長	加藤隆一
農業委員会事務局長	中山啓
代表監査委員	柿崎重朋

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	片桐一路
議事担当主査	山下恵美

令和6年第2回定例会 提出案件及び議決結果表

議 件 番 号	議 件 名	議 決 月 日	議 決 結 果
議案第1号	令和6年度木古内町一般会計補正予算 (第2号)	6.6.20	原案可決
報告第1号	令和5年度木古内町一般会計繰越明許 費繰越計算書について	6.6.20	報告済み
発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について	6.6.20	原案承認
意見書第1号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森 林・林業・木材産業施策の充実・強化 を求める意見書	6.6.20	原案可決
意見書第2号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2への復元、「30人以下学級」など 教育予算確保・拡充と就学保障の実現 に向けた意見書	6.6.20	原案可決
意見書第3号	地方財政の充実・強化に関する意見書	6.6.20	原案可決
意見書第4号	厳しい農業情勢を打開する改正基本法 と関連法案を求める意見書	6.6.20	原案可決
意見書第5号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調 印・批准を求める意見書	6.6.20	原案可決
	議会閉会中の正・副議長及び議員の出 張・派遣承認について	6.6.20	承認

令和6年第2回木古内町議会定例会議事日程

第1号 令和6年6月20日(木)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		町長及び教育長諸報告
7		行政報告
8		一般質問
9	報告 第1号	令和5年度木古内町一般会計繰越明許費繰越計算書について
10	議案 第1号	令和6年度木古内町一般会計補正予算(第2号)
11	発議案 第1号	議会閉会中の所管事務調査について
12	意見書案第1号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
13	意見書案第2号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
14	意見書案第3号	地方財政の充実・強化に関する意見書
15	意見書案第4号	厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書
16	意見書案第5号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
17		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

令和6年6月20日

木古内町議会

議長 又 地 信 也 様

木古内町議会 議会運営委員会

委員長 廣 瀬 雅 一

### 議会運営委員会報告書

令和6年第2回木古内町議会定例会にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

### 記

#### 1. 会議開催状況

開催日	出席委員	欠席委員	説明員	事務局
6.6.18	廣瀬、相澤 平野、新井田 安齋	なし	羽沢副町長、幅崎総務課長	片桐 山下

#### 2. 令和6年第2回木古内町議会定例会における議会運営について

- (1) 今定例会の会期については、6月20日から6月21日までの2日間としたい。  
20日は本会議を開催し、一般質問、補正予算等の議案審議を行う。
- (2) 議事日程については、別紙配布のとおりである。  
なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。
- (3) 付議案件は、議案1件、報告1件、発議案1件、意見書案5件である。
- (4) 一般質問者は3名であり、通告順により質問者ごとに行うこととし、一項目につき、質問時間のみで20分間の時間制で実施するものとする。

#### 3. 令和6年第2回木古内町議会定例会におけるウイルス感染症対策について

- (1) 議場内、委員会室でのマスク着用は自己の判断とする。
- (2) 議場に入ろうとする者は、入口に備え付けた手指アルコール消毒を行う。
- (3) 演台を使用した際は、マイクの消毒を行う。

## 議長諸報告（令和6年第2回定例会提出）

令和6年第1回議会運営委員会（2月28日）以降における諸会議等の開催及び出席状況は次のとおりである。

月 日	出席した会議等名称	場 所	出席者	備 考
2月28日	第7回全員協議会	第5研修室	平野、廣瀬、竹田 新井田、安齋、相澤 副議長、議長	
2月29日	令和6年第1回渡島西部広域事務組合 議会定例会	福島町	廣瀬、相澤、議長	
3月4日	令和6年第1回木古内町議会定例会	議場	全議員	
3月4日	第1回令和6年度木古内町予算等審査 特別委員会	第1研修室	全委員	
3月5日	第2回令和6年度木古内町予算等審査 特別委員会	第1研修室	全委員	
3月6日	第3回令和6年度木古内町予算等審査 特別委員会	第1研修室	全委員	
3月7日	第4回令和6年度木古内町予算等審査 特別委員会	第1研修室	全委員	
3月11日	第5回令和6年度木古内町予算等審査 特別委員会	第1研修室	全委員	
3月11日	令和6年第1回木古内町議会定例会	議場	全議員	
3月12日	令和5年度都市計画審議会	第5研修室	安齋	
3月13日	例月出納検査	第2研修室	東出	
3月14日	第12回議会だより編集特別委員会	第5研修室	全委員、議長	
3月15日	令和5年度第57回木古内町立木古内中 学校卒業証書授与式	木古内中学校	議長	
3月18日	令和5年度木古内町立木古内小学校第 129回卒業証書授与式	木古内小学校	議長	
	渡島西部四町議会議員連絡協議会令 和5年度監査	正・副議長室	東出	
3月19日	令和5年度木古内町議会議員研修会	第1研修室	東出、廣瀬、竹田 新井田、安齋、相澤 副議長、議長	
	議会議員と議会モニターとの懇談会	あおき和洋亭苑	東出、廣瀬、竹田 安齋、相澤、副議長 議長	
3月20日	木古内町まちづくりセミナー	中央公民館	廣瀬、竹田、新井田 相澤、安齋、議長	
3月21日	第10回総務・経済常任委員会	第5研修室	全委員	
3月24日	令和6年佐女川神社祈年祭	佐女川神社	議長	
	松前町長当選祝い訪問	松前町	議長	



月 日	出席した会議等名称	場 所	出席者	備 考
3月25日	令和5年度きこない認定こども園卒園・修了式	きこない認定こども園ひろば	議長	
3月26日	第4回議会改革調査特別委員会	第5研修室	全委員、議長	
4月1日	令和6年度議会モニター委嘱状交付式	第1研修室	全議員	
	第1回モニター会議	第2研修室	議長	
4月4日	令和6年度きこない認定こども園入園式	きこない認定こども園ひろば	議長	
4月5日	令和6年度木古内町交通安全推進委員会総会	第1研修室	副議長	
4月8日	令和6年度木古内町立木古内小学校入学式	木古内小学校体育館	議長	
	令和6年度木古内町立木古内中学校入学式	木古内中学校体育館	議長	
4月15日	第1回議会だより編集特別委員会	第5研修室	全委員、議長	
4月19日	第2回議会だより編集特別委員会	第5研修室	全委員、議長	
4月20日	曲正北島製パン株式会社・株式会社キタジマ 新社長就任披露宴	石川屋	議長	
4月22日	知内町正副議長就任挨拶	正副議長室	議長、副議長	
4月24日	(仮称) 木古内風力発電事業環境影響評価方法書説明会	鶴岡多目的集会施設集会室	平野、東出、竹田相澤、荻部、議長	
	自由民主党木古内支部令和6年役員懇親会	あおき和洋亭苑	議長	
4月25日	道の駅「みそぎの郷きこない」ドッグラン竣工式	道の駅みそぎの郷きこない駅前ロータリー	東出、廣瀬、竹田新井田、安齋、相澤荻部、副議長、議長	
4月26日	例月出納検査	第2研修室	東出	
4月26日～ 4月27日	咸臨丸フェスティバル式典	浦賀レンガドック周辺	議長	
4月30日	第1回全員協議会	第5研修室	平野、東出、廣瀬新井田、安齋、相澤荻部、副議長、議長	
	第1回議会改革調査特別委員会	第5研修室	平野、東出、廣瀬新井田、安齋、相澤荻部、副議長、議長	
5月8日	第2回議会運営委員会	第5研修室	全委員、議長副議長	
5月9日	渡島町村議会議長会臨時総会	ホテル函館ロイヤル	議長	
5月10日	令和6年第2回木古内町議会臨時議会	議場	全議員	
5月13日	令和6年第1回渡島西部広域事務組合臨時議会	福島町	廣瀬、相澤、議長	
	福島町有害鳥獣減容化处理施設に係る見学会	有害鳥獣減容化处理施設前	廣瀬、相澤、議長	

月 日	出席した会議等名称	場 所	出席者	備 考
5月14日	例月出納検査	第2研修室	東出	
	令和6年度第64回木古内商工会通常総会	木古内商工会館	議長	
5月16日	令和6年度第1回渡島西部四町議会議員連絡協議会理事会	福島町	副議長、廣瀬、東出	
5月21日～ 5月22日	令和6年度町村議会議長・副議長研修会	東京国際フォーラム	議長、副議長	
5月23日	令和6年度渡島総合開発期成会定期総会	ホテル函館ロイヤル	議長	
5月25日	令和6年度木古内中学校第55回体育大会	中学校グラウンド	相澤、苅部、議長	
5月27日	令和6年度木古内町町内会連合協議会通常総会	第1研修室	議長	
5月29日	第1回総務・経済常任委員会	第5研修室	全委員	
5月30日	2024年原水爆禁止国民平和行進	正副議長室	議長	
	令和6年度木古内町観光協会定期総会	第1研修室	議長	
6月1日	令和6年度木古内町立木古内小学校運動会	木古内小学校グラウンド	苅部、議長	
6月3日	令和6年度函館・江差自動車道「木古内・江差間」整備促進協議会総会	檜山振興局	議長	
6月6日	第2回議会改革調査特別委員会	第5研修室	全委員、議長	
6月9日	向山じゅんと道南の未来を語る会	函館国際ホテル	議長	
6月10日～ 6月11日	渡島町村議会議長会連絡会議及び北海道町村議会議長会第75回定期総会並びに議長・事務局長研修会	札幌市	議長	
6月11日	北海道新幹線建設促進関係自治体議長会意見交換会	札幌市	議長	
6月12日	北海道新幹線建設促進関係自治体議長会令和6年度総会	札幌市	議長	
6月14日	例月出納検査	第2研修室	東出	
6月18日	第3回議会運営委員会	第5研修室	全委員、議長副議長	

令和6年6月20日

木古内町議会

議長 又 地 信 也 様

木古内町議会 総務・経済常任委員会  
委員長 安 齋 彰

### 総務・経済常任委員会所管事務調査報告書

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

### 記

#### 1. 会議開催状況

開催日	出席委員	欠席委員	説明員	事務局
6.5.29	安齋、竹田、平野 東出、廣瀬、新井田 相澤、苅部、・田 又地	なし	羽沢副町長、畑中町民課長 武部主査、村上主任 田畑まちづくり未来課長 中村主査	片桐 山下

#### 2. 所管事務調査項目

##### (1) 町民課

①空き家等対策について（現地調査）

##### (2) その他

①町内における小型風力発電の申請箇所について

#### 3. 調査報告

総務・経済常任委員会所管の事務調査について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告します。

##### (1) 空き家等対策について

毎年の調査案件である「空き家等対策」だが、令和5年度に実態調査を実施し、担当課が現地調査を行った結果、重度危険家屋が43件で、軽度危険家屋が16件であるとの説明であった。

空き家等の所有者を調査していくなかで、確認できた所有者に対して助言等の通知

をしたことにより、所有者による解体除去が、昨年度は1件、今年度は2件の予定とのことで、担当課の努力については評価できる。

今年度、略式代執行を行う予定の特定空き家について現地調査を実施したが、倒壊した屋根等が風で飛びそうな状態であり、今後の強風や台風などの影響を考えれば、近隣住民等は穏やかではないと思われる。

年内に略式代執行で解体する見込みであるようだが、近隣住民等の不安を考えれば、出来るだけ早く取り組んでいただきたい。また、法に基づいて作業を進めていかなければならないことは理解するが、解体までの期間については、最善の対策を講じていただくよう努めていただくとともに、発注する際には、できるだけ安価に積算を行っていただき、一般財源の負担を最小限に抑える努力をしていただくことを要望する。

平成30年度から運用を始めた「空き家等除去費解体補助金」を活用され、解体された件数が毎年15件程度あり、危険家屋増加の抑止に効果があると思われるので、危険家屋となる前に解体をしていただくよう、制度の周知と活用について、十分なはたらきかけを行っていただきたい。

今後は、新たに空き家となった住宅や危険度が増す家屋の把握など、情報の更新と早めの対策が必要であることから、空き家バンクの登録だけではなく、新たな対策を考え実施いただくことを望む。

( 午前10時00分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、令和6年第2回木古内町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は10名でございます。  
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程及び説明員は、タブレットに配信のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。  
4番 竹田 努君、5番 新井田昭男君。以上、2名を指名いたします。

## 議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。  
令和6年3月11日に開かれました、令和6年第1回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。  
議会運営委員会 委員長 3番 廣瀬雅一君。  
○3番(廣瀬雅一君) 皆さん、おはようございます。本日もたくさんのかたに傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。  
それでは、報告いたします。  
令和6年6月20日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長 廣瀬雅一。  
議会運営委員会報告書。  
令和6年第2回木古内町議会定例会にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。  
記 1. 会議開催状況。  
開催日 令和6年6月18日 出席委員 廣瀬、相澤、平野、新井田、安齋委員でございます。  
欠席委員はありません。説明員 羽沢副町長、幅崎総務課長、事務局 片桐事務局長、山下主査。  
2. 令和6年第2回木古内町議会定例会における議会運営について。  
(1) 今定例会の会期については、6月20日から6月21日までの2日間としたい。  
20日は本会議を開催し、一般質問、補正予算等の議案審議を行う。

(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(3) 付議案件は、議案1件、報告1件、発議案1件、意見書案5件である。

(4) 一般質問者は3名であり、通告順により質問者ごとに行うこととし、一項目につき、質問時間のみで20分間の時間制で実施するものとする。

3. 令和6年第2回木古内町議会定例会におけるウイルス感染症対策について。

(1) 議場内、委員会室でのマスク着用は自己の判断とする。

(2) 議場に入ろうとする者は、入口に備え付けた手指アルコール消毒を行う。

(3) 演台を使用した際は、マイクの消毒を行う。以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

## 会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から6月21日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から6月21日までの2日間と決定をいたしました。

## 議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、タブレットに配信のとおりでありますので、これを省略いたします。

## 総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

令和6年3月11日に開かれました、令和6年第1回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 6番 安齋 彰君。

○6番(安齋 彰君) 令和6年6月20日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会総

務・経済常任委員会委員長 安齋 彰。

総務・経済常任委員会の所管事務調査報告書。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

会議開催状況。

開催日 令和6年5月29日 出席委員は安齋、竹田、平野、東出、廣瀬、新井田、相澤、苅部、吉田、又地委員の全員であり、欠席はありません。説明員は、羽沢副町長、畑中町民課長、武部主査、村上主任、田畑まちづくり未来課長、中村主査、事務局は片桐事務局長、山下主査でございます。

2. 所管事務調査項目。

(1) 町民課、①空き家等対策については、現地調査を行いました。

(2) その他、町内における小型風力発電の申請箇所について、説明を受けました。

3. 調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務調査について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1) 空き家等対策等について。

毎年の調査案件である「空き家等対策」だが、令和5年度に実態調査を実施し、担当課が現地調査を行った結果、重度危険家屋が43件で、軽度危険家屋が16件であるとの説明を受けた。

空き家等の所有者を調査していく中で、確認できた所有者に対して助言等の通知をしたことにより、所有者による解体除去が、昨年度は1件、今年度は2件の予定とのことで、担当課の努力については評価できる。

今年度、略式代執行を行う予定の特定空き家について現地調査を実施したが、倒壊した屋根等が風で飛びそうな状態であり、今後の強風や台風などの影響を考えれば、近隣住民等は穏やかではないと思われる。

年内に略式代執行で解体する見込みであるようだが、近隣住民等の不安を考えれば、できるだけ早く取り組んでいただきたい。また、法に基づいて作業を進めていかなければならないことは理解するが、解体までの期間については、最善の対策を講じていただくよう努めていただくとともに、発注する際には、できるだけ安価に積算を行っていただき、一般財源の負担を最小限に抑える努力をしていただくことを要望する。

平成30年度から運用をはじめた「空き家等除去費解体補助金」を活用され、解体された件数が毎年15件程度あり、危険家屋増加の抑止に効果があると思われるので、危険家屋となる前に解体をしていただくよう、制度の周知と活用について、十分なはたらきかけを行っていただきたい。

今後は、新たに空き家となった住宅や危険度が増す家屋の把握など、情報の更新と早めの対策が必要であることから、空き家バンクの登録だけではなく、新たな対策を考え実施いただくことを望む。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

以上をもちまして、報告を終了いたします。

## 町長及び教育長諸報告

○議長(又地信也君) 日程第6 町長及び教育長諸報告。

町長及び教育長諸報告につきましては、タブレット配信のとおりでありますので、これを省略いたします。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 今回、町長、教育長の諸報告これが3月の定例会以降、6月9日までのスケジュールをこれいま見たんですけれども、9月に予定されているアイアンマン、この部分の町長の行動がこの間がなかった。教育長の部分では、北斗市で実行委員会の総会があって教育長が出ている。世界の一つのイベントっていうか大きな行事だとすれば、やはり木古内町としての盛り上がりがいま一つちょっと欠けているんじゃないかっていうそういう心配するんですよね。ですから、このあとの町のスケジュールからすれば5月の25日に町内会長を集めての住民の説明会だとかあるっていう予定なんですけれども、やはりなんかアイアンマンに対する町民の雰囲気、盛り上がりをもっとやはり強くすべきだとそう思います。やはり駅前通のフラッグって言うんですか、そういうPRについてもせつかく5月の臨時会で実行委員会に600万の予算付けをしているわけだから、もう少しやはりそれを活かした部分をやはり進めるべきだっていうふうに思うものですから、その辺について町長。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君のいまの質問ですけれども、いまのは町長と教育長の行政報告なんですよ。それに対しての質疑を受けたわけなんです。いま竹田議員が言っている質問だと思いますけれども、ちょっと馴染まないんじゃないですか。もしそういう考えがあれば、例えば町長なり教育長の行政報告のこれを見る中で、一般質問等で訴えるべきでないのかと思うんですが、いかがですか。

ほかに質疑ございませんか。

2番 東出洋一君。

○2番(東出洋一君) 2番 東出です。

町長の諸報告の中で、2点ほどちょっとお伺いしたいなと思います。

一つ目、5月21日、それから二つ目、5月23日と6月4日、この2点です。

1点目の全国自治体病院開設者協議会令和6年度定時総会、そしてそのあとに医師確保要望活動とあるんですけれども、総会は総会として自治体病院ですから、これは加入されていることはこれは私も理解いたします。しかし、そのあとの医師確保のための要望活動です。

この日は、一泊二日されているんですけれども、まず医師確保の要望活動についての結果と言いますか、どういう状況だったのかをお伺いしたいと思います。

これは一昨年、私9月の一般質問で医師確保について、質問している1人としてどういう状況だったのかを確認したいと思います。

それから、5月23日と6月4日の渡島管内の秋サケ増殖体制の検討会、そして6月4日には渡島管内さけ・ます増殖事業協会の定時総会となっているんですけれども、ここ最近大変ここ



に地域においても秋サケが量的に捕れないという状況になっているんですけども、その辺で私はもう一定程度いままで養殖事業をやってきたんですけども、この辺はまた再度復活になるものなのかどういふものなのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長(又地信也君) 病院事業事務局長。

○病院事業事務局長(西山敬二君) ただいまの東出議員のご質問にお答えいたします。

まず令和6年の5月21日、全国自治体病院開設者協議会の総会がございました。翌日、医師確保対策ということで、今回全国自治体病院協議会の事務所、あと北海道、東京事務所、あと議員会館のほうに行って、北海道の議員さんの方々に今回、医師確保というところの要望について、依頼のほうをしてきております。ただ、結果といたしましてはすぐ確保できるとかそういう状況ではございませんけれども、当院の現状を説明した上で、医師不足というところをまず認識していただけたことと承知しております。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午前10時19分
再開	午前10時25分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午前10時26分
再開	午前10時31分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質疑。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 大変質問しづらい状況になってしまいましたけれども、諸報告について教育長に質問をさせていただきたいと思います。

5月の10日に臨時議会が開催されました。その際に教育関係の様々な新たな政策が可決されたところです。その中で、5月10日に臨時会を終えたあと、6月から実際事業がスタートする何点かがあるうちの例えばカリキュラム検討事業のアドバイザーの設置ですとか、教育向上プロジェクトの人材確保事業、これもわずか20日程度しか期間がない中、その人材を確保するっていうことだと思ふんですけども、この諸報告を見るとそれらの動きが少し見えないうのかなと。諸報告に書くまでもなく違う方法での人材確保についての動きがあったのだろうと推測しますが、それら諸報告に載っていない範囲の動きと現在、それらの人材についての結果がその動きのもとどうなったのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(藤澤義博君) ただいまの平野議員のご質問について、状況報告をさせていただきます。

まず、1点目の小中一貫カリキュラムの検討委員会の委員における人選に関しましては、

いま合わせて地域プロジェクトマネージャーの公募採用の状況も議会後、行われておりまして、このたび地域プロジェクトマネージャーが1名公募があり、内定をいただいて7月1日から採用となるように、いま総務課のほうで準備を進めているというところで、情報確認はできております。

それに伴い、小中一貫カリキュラム検討委員会の人選につきましても、ただいまいろんな各大学との教授陣との調整もしておりますけれども、地域プロジェクトマネージャーの一つのプロジェクトになりますので、新たに着任予定のかたと一緒に人選を進めて、7月以降検討委員会の立ち上げを検討し、準備を進めていくという段階にあります。以上でございます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ないようですので、町長、教育長の諸報告についての質疑を終了いたします。

## 行 政 報 告

○議長(又地信也君) 日程第7 行政報告。

町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長(鈴木慎也君) 行政報告をさせていただきます。

行方不明者の捜索についてでございます。

本年5月22日水曜日、13時53分頃、札苅地区在住の80代女性が行方不明になったため、木古内警察署から木古内消防署へ捜索協力依頼があり、同時に消防署経由で役場へも第一報がありました。

15時10分頃から警察署員及び消防署員あわせて16名で、ドローンも使用し捜索を開始し、16時00分頃からは役場職員15名及びハンター1名のほか、道警ヘリや警察犬、消防団員及び町内会員の協力のもと、札苅地区を捜索しましたが見つからず、18時30分頃、日没のため捜索を終了しております。

翌日23日木曜日、7時30分頃から同規模の人員で捜索を再開し、防災行政無線での情報提供依頼を行うとともに、目撃情報があった札苅共同墓地周辺並びに海岸線、河川等に範囲を拡大しましたが見つからず、14時40分頃、捜索を終了しております。

この間、警察署による再度の付近住民の聞き込みや、交通機関の利用情報、防犯カメラ、知内町の親類宅付近など、6月3日月曜日まで捜索を続けましたが、現在も発見に至っておりません。

今後につきましては、警察署と家族が相談し、捜索はいったん打ち切りとするが、新たな有力情報等があった場合は、再開等について協議することとされました。

以上、行方不明者の捜索についての報告を終わらせていただきます。

○議長(又地信也君) 町長より行政報告がありました。質疑ございませんか。

5番 新井田昭男君。

**○5番(新井田昭男君)** ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

今回の事件は、大変起きてはならないような状況の中で、〇〇〇にとっては非常に心細いかばかりかとそういう部分はあると思うんですけども、ただ行政含めて関係団体を相当手厚い捜査をされたという内容の報告でございますが、この状況を見ますと未だまだ本人が見つかっていないという中で、残念ながら6月3日まで捜査はしたけれども、現在まだ発見に至っていないということで、「当面、警察と家族が相談し」というような言葉があるんですけども、一町民の立場から物申させていただくと、まだご本人が見つかっていないと。尚且つ、行政からは警察と家族のほうに手渡したんだというような状況だとは思いますが、手渡しそのものは良いと思うんですけども、行政からやはり関係団体に今後もそういう捜査活動を続けていただきたいとそういうお言葉をかけていただいたんだらうかというようなちょっと思ったんです。警察と家族に渡したから、もうご苦労さんということなんだろうけれども、私はそうではないと。行政の立場とすれば、やはり家族の皆さんの心を思うとやはりそういう言葉掛けもあって然るべきじゃないのかなと思ったものですから、行政のほうから関係団体にそういうお言葉掛けをされたのかなとそれをちょっと確認したいと思います。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(羽沢裕一君)** この捜索の件につきまして、木古内警察署が行方不明等々を受理したということで、警察署主導で捜索を行っております。

ご質問にあった各関係団体等へ行政からなにか依頼をしたのかという部分につきましては、していないというのが現状でございます。以上です。

**○議長(又地信也君)** 5番 新井田昭男君。

**○5番(新井田昭男君)** これがどうだこうだということではないんですけども、やはり行政としても町民の1人がやはりこういう事件に巻き込まれているという中でいくと、関係団体に渡したからじゃあねということではないと思うんです。やはり行政としても精神的な部分もこれありだと思いますので、こういう事件というのはあってはならないと思うんですけども、今後なにかそういう機会がまたないことを祈るんですけども、行政としてもやはりなにか一つ申し添えることも必要じゃないのかなとそんなふうに思いましたので、今後のなにか参考にできればと思います。以上です。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 暫時、休憩をいたします。

休憩	午前10時41分
再開	午前10時41分

**○議長(又地信也君)** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、新井田議員のほうからいろいろ質疑がありました。

質疑の中で、〇〇〇という言葉がありましたので、そこはご家族という形で訂正をしたほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

5番 新井田昭男君。

**○5番(新井田昭男君)** 大変失礼しました。〇〇〇を撤回させていただきまして、ご家族と

いうことをご了承してください。失礼しました。

**○議長(又地信也君)** ほかに質疑ございませんか。

9番 吉田裕幸君。

**○9番(吉田裕幸君)** この件につきまして、たぶんこういう事件があった場合、ほかの地区の人達はほとんど顔写真も知らない、顔自体がわからない。それで、普通は検索願いの家族から依頼をもって顔写真を作成して、町内に貼り付けるというのが本来仕事なんですよ。これ行政の仕事なのか家族がやるのかって警察がやるのかってというのが、これが見えてこないで町内の人に無線で流しても顔すらわからなければ、探しようがないというのが現実なんですよ。その対策等はどういうふうになっているのかちょっとお聞きをいたします。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(羽沢裕一君)** ただいまの質問にお答えします。

今回の件につきましては、顔写真入りのチラシと言うんですか、それも総務課長が中心に作成はしましたが、ご家族がそこまで必要ないというご判断をされましたので、配布等また各箇所に掲示する等という行為はしていないというのが現状です。以上です。

**○議長(又地信也君)** ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、以上をもちまして、行政報告に対する質疑を終了いたします。

## 一 般 質 問

**○議長(又地信也君)** 日程第8 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書によって行うことといたします。

はじめに3番 廣瀬雅一君。

**○3番(廣瀬雅一君)** 議席番号3番 廣瀬雅一でございます。

私のほうから2点ほど、まず1点目、最近新聞報道でもありました消滅可能性自治体を受け手の町長の見解はということです。

有識者で組織する人口戦略会議は、2050年までに20代から30代の女性が半減し、「最終的には消滅する可能性がある」とした分析を公表いたしました。

北海道では、179市町村のうち117市町村が該当しており、当町もその中に含まれております。10年前も同様な分析があり、全国の自治体も少子化対策・人口減少対策への動きが加速したものと思われま。

北海道では多くの自治体において人口流出が際立つ社会減となっているところでございますが、当町においては、町長就任以来、移住定住施策や企業支援施策、子ども子育てに関する施策を行ってきたところであり、約50年ぶりに、転入が転出を上回る社会増となったことは、大変喜ばしいことであり、移住定住施策の成果と捉えております。

しかしながら、自然減の対策に関しては、現在進行形のものや、新たな施策に大いに期待をしておりますが、長期的な視野が必要かと感じているところでございます。

そこで町長にお伺いいたします。

木古内町が消滅可能性自治体との報道をうけて、町長の見解及びこれからのさらなる対策をお考えかをお伺いいたします。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 3番 廣瀬議員の質問にお答えいたします。

今回、示された消滅可能性自治体の算定における若年女性人口の減少率については、前回2014年の結果よりは数値が若干改善したところでございますが、全国的に見ても依然として高い水準となっております。

このような推計が出されたことに危機感を抱きつつも、若年女性人口のみがクローズアップされる手法や消滅可能性という表現については、私は適切ではないと受け止めております。

また、若年女性人口のみで推計するこの手法は、生き方の多様性を尊重する現代社会において疑問が感じられる点もあり、このことに一喜一憂せず冷静に受け止めていかなければならないように考えております。

消滅可能性自治体を脱却する対策といたしましては、社会減と自然減の二つの対策が上げられますが、社会減対策につきましては、令和4年度に移住定住のみらいある条例を制定し、移住定住施策を強力に推進してきたところ、令和5年に人口社会増となったことはその成果が出始めたものと一定の評価をしております。

これらの対策を引き続き実施するとともに、企業誘致や起業促進などにより、特に若者にこの町で働きたいと思われる環境づくりを推進して、人口の都市部一極集中の流れを打開したいように考えております。

そのためには、関係人口の増加や企業との連携協定など、当町に関心を持ってもらい、一緒にまちを活性化させるまちづくり人材を増やすことが重要と考えておりますので、そのための取り組みを引き続き調査研究してまいりたいと思っております。

一方で、自然減対策といたしましては、先進的な不妊治療への支援や教育費の無償化など、子どもを産み、育てることへの経済的な不安を解消する様々な取り組みを当町として実施しているところであります。

しかし、出生率の低下は都市部・地方に関わらず、全国的な最重要課題であります。

現状では特効薬的な対策がないことから国全体で、いま国もやろうとしていますけれども、国全体で早急に取り組まなければならないそのように認識をしております。

その中で、いま当町としてできることといたしましては、多様な価値観の中ではありますが、やはり子育てとは本来子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していく、そんな大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みであると感じております。

子どもを産み育てることがいかに尊いことで生命活動であるか、そういった大切なことを教育等を通じて広めて、子どもを産み、育てる喜びをより多く感じられる町、そして地域全体で子育てをする町を目指して、日々努力を重ねているところであります。役場庁舎の1階にある赤ちゃんのフォトコーナーもそんな思いからであります。

これらの取り組みを着実に進めて、次回の算定においては、消滅可能性都市自治体の脱却を目指してまいりますし、絶対に消滅させないそういった思いで取り組んでまいりたいと思

います。以上です。

**○議長(又地信也君)** 3番 廣瀬雅一君。

**○3番(廣瀬雅一君)** ただいまの町長の答弁を聞きまして、一喜一憂しないという部分とそれも私も感じているところでもあります。いま現状の分析で2050年、消滅するであろうというような報道に対してもいかがなものかなという思いもあります。ただ、いま町長が行っている施策は確かに社会増ということが実行できたということは、かなり大変素晴らしいことかなと思っております。

先ほど言っていた子どもを産み、育てるっていう観点から、20代から30代の女性が半減するっていうことになっているんですけども、これに対して具体的な思いとか施策っていう部分に関しては、なにかあるでしょうか。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 廣瀬議員の再質問でございますが、10代・20代の女性の具体的なところがございます。

一度目の答弁でもさせていただきましたが、女性だけでは子どもが産めないわけでありませぬ。男性も一緒になって、男性と女性がいて、はじめて子どもが生まれる。これは、まぎれもない事実でありますので、ですので政策としては総合的なものが結果として必要なんだろうというふうには受け止めています。若い若年女性のかたが当町に住んでいただく、暮らしていただけるそのためには、やはり同年代の男性も必要であるかと思っております。そういった意味では、働く場所、またいまは多様な働き方がありますので、木古内の地理とか自然を活かした産業の振興にももちろん力をいれていきますが、多様な働き方の中で当町を選んでもらう、そういった取り組みをみらいある条例とともに、強力に政策を進めていかなければならないと思っております。

様々思うことはあるんですが、ただたぶん私達が思うこれからの時代というのは、すごく流れが速いので、ですので町としてしっかりと未来を見据えた中で、そういった若い世代にも選んでもらえるようなまちづくりを伝統文化を大切にしながらもしっかりと進めていきたいと総論の答弁になったかと思っておりますけれども、そういった思いでございます。以上です。

**○議長(又地信也君)** 3番 廣瀬雅一君。

**○3番(廣瀬雅一君)** まさにそのとおりと私も思っております。私も議員就任5年目になりまして、5年前から訴えているんですけども、やはり働くところがまず最優先ではないんですけども、やはりそこは必要不可欠かなと。しかしながら、やはり企業誘致等という部分はかなり難しい部分がありまして、結構長いスパンでの議論なり考えも必要になってくるとは思っております。全国的にこの問題、人口減少対策・少子化対策等々企業誘致と再三にわたり、キーワード的に当町のみならず、各自治体も取り組んではおられると長期的な取り組みとなっており、ほかのところもなかなか成果が出ないというのが現状だと感じております。

国の施策で、約10年前にはじまった東京一極集中是正措置に関してもなんら進まず、むしろ加速しているのではないかと感じているところもあります。そういう報道もあります。

今回の当町の補正予算、企業人材派遣制度の活用も地方での人口減少対策の一つのカギだと思ひ、期待しておるところでございます。

私ごとですけれども、4月のはじめに当町4人の有志で、東京及び静岡沼津の研究施設に視察に行っていました。大変良い経験と勉強になりました。沼津では、国の政策に則りあらゆる人脈を屈し、研究施設の10分の10の補助誘致に成功したと聞いております。そこに、企業が参入してくる構図となっているということも感じて帰ってきました。

ぜひ当町にもこういう研究施設の誘致を模索してみても感じておるところでございます。

そこで、町長に再度お伺いしたいと思います。

公務、または私的に出張等で全国津々浦々回っているかと思っております。また、様々なかたと面談を行っていると思っておりますけれども、将来的に町の発展に寄与する可能性があると感じているところがあるかをお伺いしたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 廣瀬議員のお尋ねでございますが、通常の公務の合間の時間で様々なところでトップセールスやそういった取り組み、活動をさせていただいております。

当町は、自然がありながら交通の便も良いと。また、北海道という食糧基地であり、これからエネルギーであり、北海道新幹線も含めて日本全国で見てもこの町の規模で、これだけ環境が整ったところはないというような可能性がある地域だとそういった反応をされるかたが多いというふうに私は感じております。

ただ、そういった中で今回の一般質問は、少子化・消滅可能性都市ということの質問でございますので、町としてはちょっと踏み込んで答弁をさせていただきますと、二つ方法があって、一つが町は少母化でありまして、お子様を産んでいるお母様達は、全国と比べてやはり多いんですよ、2.45くらいです。ですので、いま3人目・4人目とか本当に子宝に恵まれたかたもいます。その一方で、課題というのは少母化ですから、分母の数が少ないというのが当町の原因です。ですので、さらに産み育てやすい部分の政策といま廣瀬議員が言ったように、新たに木古内に来ていただいて分母を増やすという取り組みを同時進行しなければならないと思っています。ただ、私がいまいろいろと取り組みを進めさせていただいている中では、町は十分に可能性はありと、課題は可能性でしかない。そういった思いで様々なところでトップセールスをしながら町の振興・発展で、消滅を絶対にさせないという結果につながるように精進をして取り組みを進めていきたいとそのように努力をしてみたいと思っております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 3番 廣瀬雅一君。

**○3番(廣瀬雅一君)** 力強い答弁をいただきました。消滅させないと、持続可能な町、挑戦を掲げる町長なので、やはりトップセールスをして広報的な部分もあります。人をとにかく連れて来てほしいという願いも込めまして、今後を期待したいと思っております。

1番目の質問は、これで終わりたいと思っております。

**○議長(又地信也君)** 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時01分  
再開 午前11時01分

**○議長(又地信也君)** 休憩を解き、会議を再開いたします。

3番 廣瀬雅一君。

**○3番(廣瀬雅一君)** 2番目、当町におけるネーミングライツ（命名権）の導入について。

3月の定例会での町政執行方針において、「経常経費の節減や新たな財源確保などに努め、安定した財政運営に取り組んでまいります」とあります。

また、5月の臨時会における所信表明では、「健全な財政運営に努め、2030年までに新たな財源として、企業版ふるさと納税の大幅増加」とあり、財源確保への取り組みが期待されているところでございます。

そこで財源確保の一端として町長にお伺いいたします。

当町公共施設へのネーミングライツ導入のお考えについてお伺いいたします。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 3番 廣瀬議員のご質問にお答えいたします。

新たな財源確保の方策についてでございますが、日頃から様々な可能性を模索しており、公共施設等のネーミングライツによる財源確保もその一つでございます。

導入にあたっては、町の施設等の維持管理や利用促進など自治体が抱える課題と、施設等の命名権を得ることで企業の活動や商品等を広くPRできるといった企業側とのメリットがかみ合った時に、はじめて成立するそのものと考えております。

ネーミングライツ導入は、町有施設等の有効活用を考えるうえでも有用な取り組みと考えておりますが、全国的に見ますと募集をしても応募がないケースもございますので、当町といたしましては、連携協定を結んだ企業などの知見を参考にしながら、施設ごとに導入の可能性とアプローチ方法を調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 3番 廣瀬雅一君。

**○3番(廣瀬雅一君)** このネーミングライツというのは、自治体にとっては財源確保という部分と、企業側のメリットとしては企業の広報、または地域に広報的な活動だとかイメージという部分が企業としてのメリットかなと思っております。

ただ最近、企業側の地域貢献というのが大きく謳っている部分もありますので、ぜひこの辺は積極的に進めてまいりたいという部分もありまして、数多くの連携協定を結んでいる企業さんが当町では多いと思うんです。その分は私のほうは、すでに話は進んでいるのかなと思っておりましてけれども、今年の4回定例会、12月定例です。同僚議員の一般質問で、町長が答弁した部分で、この辺でも新たな財源確保の取り組みとして公共施設のネーミングライツやJクレジットが有効であると考えていると。現在、準備を進めているとありますけれども、いまの答弁を聞く限りでは、これからアプローチ・調査をしていくってありますけれども、今年のこの答弁から模索的な部分というのはしていなかったのでしょうか。お願いします。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 廣瀬議員の再質問でございます。

持続可能なまちづくりを実現する上で、新たな財源というのは、極めて重要であります。

町としてふるさと納税や企業版ふるさと納税を進めてまいりましたが、それに加えてJクレジットやネーミングライツが有用であるということを確認していますし、そのように町と



しての思いも意思表示をさせていただいたつもりであります。

その後、個別に何社かいろいろと意見交換をさせていただきました。ですが、いま現在まだ結果には至っておりません。ですが、令和6年度中にはなんとか大きく一步前進できるように全力で努力をしてまいりたいとそのように思っているところでございます。以上です。

**○議長(又地信也君)** 3番 廣瀬雅一君。

**○3番(廣瀬雅一君)** 6年度中にとということだったので、そこはぜひ事業実施、要綱を策定して検討していただきたいと思っておりますので、私の質問は終わります。

**○議長(又地信也君)** 3番 廣瀬雅一君の一般質問を終わります。

次に一般質問、7番 相澤 巧君。

**○7番(相澤 巧君)** 3番 相澤 巧です。

私は、合同納骨塚の建立について、質問をさせていただきます。

少子高齢化や核家族化に加え、子供が遠くに住んでいる、夫婦のみの世帯や、独り身のかたが増えていると感じています。このようなことからお墓の維持管理や継承が困難なかたや、経済的な理由によりお墓の建立や納骨堂の利用が困難な方々がおられます。

葬送についても新型コロナウイルス以前から変化してきており、終息後も従前に戻ることなく自宅葬などの簡略化が進んでいます。

こうした状況の変化から、子どもにお墓の継承を行っていただくのは困難との理由から「墓じまい」を考えておられるかたも多いと聞きます。

また、夫婦のみの家庭で、亡くなったあとの自分たちのお墓はどうするんだろうと不安や心配の声を聞くところです。

亡くなられたかたのお骨は、お墓やお寺の檀家さんになっているかたについては、お寺さんをお願いすることはできますが、これに当てはまらないかたがいるのも事実です。

近隣の市町には公共の合同納骨塚を設置しているところもありますが、納骨するには、住所や本籍がなければ、また保証人を必要とするところがあります。また、民間で運営している合同納骨塚もありますが、縁もゆかりもない場所に納められるのも、なにかしら寂しい思いがあります。

町長は議員時代、平成元年第3回定例会で、公営による合同納骨塚の建立に関する一般質問を行いました。また、直近では令和2年第3回定例会で、同僚議員が同様の質問を行い、町長は「コロナの感染拡大により、会議を開くことができなかった」と答弁されております。

コロナが落ち着いたことで、再度、公営による合同納骨塚の整備に関して、アクションを起こすことができると考えるところです。

福祉のまち木古内として、生まれてから亡くなるまで、そして亡くなったあとでも安心できる町であってほしいとの願いから、合同納骨塚の整備を改めて進めていただきたく、町長の見解を伺います。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 相澤議員の質問にお答えいたします。

現在、お墓の維持管理や継承するかたがいらないなど、お墓の管理などについては全国的な問題となっており、当町といたしましても合同納骨塚の建立の必要性については、十分認識をしております。

合同納骨塚の建立を進めるためには、町内の寺院や墓地管理委員会など関係する皆様のご理解が重要であり、大切だと認識をしております。

町として、取り組みがいろいろとご指摘もあるかと思いますが、現時点では建立に理解を示すかたがいる。その一方で、反対をされるかたもいる。全関係者の理解を得られていない、そういった状況でございます。

いずれにいたしましても引き続き、今後も慎重に、そして丁寧にこの対応を進めてまいるべきだと考えておりますので、関係する皆様や必要とされるかたと意見交換を行って、ご理解をいただいたそういったタイミングで、建立に向けて動き出したいとそのように考えておるところでございます。以上です。

**○議長(又地信也君)** 再質問をお願いいたします。

7番 相澤 巧君。

**○7番(相澤 巧君)** なんか前回に比べてだいぶトーンが下がっているような気がするんですが、町長、もともと納骨できないかたがいるのはもちろんご存じのとおり、宗が違う、それから信仰が違う、そういうかたがおられのも十分承知のことと思います。

お寺さんのほう、墓地管理委員会のほうで反対するかたがたくさんおられるということではございますが、やはりこれらに該当しないかた、それらのかたにも対応しなきゃならないというのが町のやることではないかなと私は思うんです。

必ずしも必要とするかた自体少ないかもしれませんが、この納骨塚を建てることによって、亡くなったかただけでなくそれらに関係するかたの木古内町に呼び寄せる事情にもなるかと思えます。その辺も含めて、再度ご見解をお願いしたいんですが。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 相澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

相澤議員の中にもあったように、令和元年議員時代に私もそのような質問をさせていただきました。それはなぜかと言うと、必要とされているかたがいると判断したからです。その思いはいまも変わってありません。ただし、現実に進めようとした時に、とても慎重に丁寧に進めなければならない問題だということを改めて感じました。

そこで、町が今後どういったことをしなきゃいけないかということを実体的に考えて答弁する必要があると思いますので、少しだけ踏み込んで町の考えを議員に答弁をさせていただきます。

合同納骨塚の利用者の範囲や管理方法、また身よりのないかたといっても、寺院以外の異なる宗教を持つかたですとか、幅広いことが想定されます。そういった意味では、合同納骨塚の利用者の範囲や管理方法、中身を反対されるかたと意見交換を丁寧にやって、ご理解をしてもらうように進めてまいりたいと現時点ではそのように思っておりますので、少しずつかもしれませんが、必要とされるかたがいるということは、町としても受け止めていますし、それに理解を示してもらえるように町としてもしっかりと取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 7番 相澤 巧君。

**○7番(相澤 巧君)** 利用するかたの範囲の仕方等考えなきゃならないところがいっぱいあるというようなことです。しかし、必要とする人自体少なからずおられるということです。

その辺を十分検討していただき、1日も早い合同納骨塚建立に向けて、進めていっていただきたいと思います。以上、私の一般質問を終わります。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君の一般質問を終了いたします。

ここで、11時30分まで暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時22分  
再開 午前11時30分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野です。

今回、一般質問するにあたり、毎回私一般質問のテーマを決めているんですけども、やはり一般質問ですから、しっかりと自分の聞きたいこと、自分の提案、そして町長のしっかりとした考えを伺いつつ、しっかりと議論をしていきたいと思っております。

最近、特に一般質問ばかりじゃないんですけども、聞いたことに対する答弁漏れ等々も見受けられますので、町長の答弁に対してしっかりと副町長はじめ、各担当課の課長がサポートしていく気持ちで、全員と対峙していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず1項目目ですけれども、旧木古内中学校校舎等の現状思考と今後の構想についてということでございまして、旧木古内中学校の老朽化は著しく、廃墟と化しております。これは皆さん、見てわかるとおりでございますけれども。

これまで、民間への譲渡案など町の考えを示されてきましたが、ここ数年間については、その進捗さえ報告は受けてございません。

この建物自体は、耐震化の基準に達していない物であり、解体を進める以外、方策はないと私は思っております。

そこで跡地利用の可能性について、(6)番まで書いておりますけれども、これら項目の検討が考えられると思いますが、それらについて町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

まず1番目は、財源等様々な課題がある中、実際施設を解体すること、ズバリこのことについて現状の考えはどうかということでございます。

それに伴い、跡地における先ほど廣瀬議員とのやり取りもありましたが、企業誘致が非常に大事だという言葉もありましたので、跡地をそのような企業誘致の可能性があるのかどうなのかも含めた考え方でございます。

そして3番、集合体レンタルオフィス等、これはあくまでも私の発想なんですけれども、木古内町も光も開通しましたし、そのような都心だったり違う自治体、田舎郡部でも近年やられている事例がありますので、そのようなレンタルオフィス等、そのような新しい考え方の企業誘致という考え方もあるのではないのかなということについて、具体的にこのことについてお伺いしたところでございます。

(4) と (5) は、これらを踏まえた上で近隣道路整備、それからさらに人口、人を引っ張るためのみらいある条例関連をそれらに伴い、さらに拡充する考えがあるのかということが4番・5番でございます。

(6) 番が文化財の保管場所ということで、過去聞いた時には旧中学校の体育館にもだいぶ遺産のものが入っているというふうにお伺いしておりますので、解体や整備をすとなればそれらのものを置く場所等々、現在あるのかどうなのかの確認も含めてお聞かせいただきたいと思ひます。以上です。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 平野議員の質問にお答えいたします。

私は、令和2年の5月14日の木古内町議会の臨時会において、「旧中学校や旧恵心園なども企業誘致など様々な活用方法を検討し、負の遺産として次世代に残すことがないように進めてまいります。」と所信表明の中で申し述べさせていただきました。

町といたしましては、旧中学校地区は用途地域による用途の制限に関する規制があるものの、持続可能なまちづくりに貢献できる活用方法を熟考してまいりました。

旧中学校の活用方法につきましては、そのプロセスを丁寧且つ予定どおり進めていると受け止めております。

(1) につきましては、議員ご指摘の旧中学校については現在、町の様々な物品や土器などの埋蔵文化財を保管する大型倉庫として旧体育館を利用しておりますが、施設の老朽化や安全性を考慮すると解体するのが望ましいと判断しております。

なお、解体時期につきましては、近年の資材高騰等、また市場の動向などを注視して判断してまいります。

ただし、解体費用に多額の費用がかかること、そして解体に充てる財源がないことから、令和3年度に行った旧中学校敷地利用に係る公募型プロポーザルの結果や、個別の相談案件も踏まえた上で、再度の公募も検討するなど財源捻出の手法を模索しているところであります。

次に、(2)・(3)・(5) につきましては、解体した場合この地域は、木古内町都市計画上、第1種の中高層住居専用地域となっていることから、建築物の面積や用途等に様々な制限が設けられております。店舗や工場などの誘致には適さない土地となっておりますので、現時点ではみらいある条例等による支援制度の拡充というものは、検討課題として町としては受け止めております。

次に(4) につきましては、近隣の道路整備については、旧中学校校舎の取り扱いの方向性により、しっかりと事業化の是非というものを判断していきたいと思っております。

次に(6) につきましては、解体の目途が立った時には、埋蔵文化財等については、適切な保管場所や保管方法を決定をして、しっかりと進めてまいりたいとそのように考えております。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** たったいま答弁をお聞きし、そして答弁書を確認したところでございますけれども、結論から言うと令和3年に説明あった公募型プロポーザルの結果、この時に私の記憶でこのような進捗にしていこうという。その後、報告を受けていないと。読み取ると

現在もそれとなんら変わりがないということで捉えました。書き方とすればお話を聞いてもそれはもっともな進みのような話に聞こえますけれども、具体性が聞こえてこなかったと感じました。

先ほどの合同墓地もそうですよね。具体的に進めたいという気持ちはあるが、しかしながら時期の明言もなければ、誰とどのタイミングで課題を話すかという明言もなく、なんとなくボヤッとした答弁に聞こえてしまいました。ですので、1個ずつ具体的な再質問をしていきますので、お答えいただきたいと思います。

まず、旧中学校の解体費用については、鈴木町長就任前でしょうか当時の町長が試算を出して、当時も財源の関係上解体には至らないというお言葉だったと思うんですけども、当時の解体費用が1億2,000万から4,000万ぐらいだと聞いた記憶があります。

現在、そのような解体をするここには「高騰しております」とは記載はありますけれども、実際その試算をして金額がいくらだということまで、しっかりと話として進んでいるのか、あるいはこのような公共施設を解体する場合に使える起債、それらもあると思いますが、それらの研究でしたり調査はされているのかをまずお聞きします。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 平野議員の再質問でございますが、2点ほどかと思えます。

もし答弁漏れでしたら、言っていただければと思います。

まず1点目、費用でございますが、1億2,000万から4,000万ほどと以前は町のほうからだいたいの数値の情報があったと。ですがその時には、いわゆるPCBも含めて有害なものの計算がおそらく入っていなかったです。町として担当課や関係団体の協会などと意見交換をする中では、おそらく倍くらいかかるだろうとそのように受け止めております。

あと起債についてはありませんので、あくまでも一般財源、若しくは基金を崩すとかそういった方法しかありません。ただ、町としてはそれまでのプロセスを踏んできましたので、しっかりとここは予算をかけてでも安全を確保しながら解体をすると。負の遺産を次に残さないということは、一度目の答弁をさせていただいた思いでありますので、しっかりとスケジュールとお進めてまいりたいとそのように思います。以上です。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 倍くらいであるだろうというお言葉でしたが、具体的な試算はされていないということでよろしいのでしょうか。倍くらいという言葉ではなく、具体的に数字として言っていただきたい。

あと、私調べでは公共施設の起債があると調べたんですけども、これ皆さんタブレットを持っていらっしゃると思いますので、各課長さんいま調べてみてください。公共施設のそのような起債の事例が、あるいは起債がないか。私はあると捉えていました。これはちょっといま話が食い違うので正解が導き出せませんが、調べていただきたいと思います。

それと、過去にこのプロポーザルの結果、個別の相談案件があったということですけども、実際令和3年からきょうに至るまで、何件のお話や相談があったのかを具体的にお聞かせいただきたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 3点ほどです。私からは、旧中学校敷地利用に係る公募型プロポーザ

ルの実施後の町の動きだったり問い合わせについて、私からご説明申し上げます。

令和3年の8月2日から令和3年の9月30日は、問い合わせが0件でございました。続いて、令和3年から10月1日、令和3年の12月20日まで延長をいたしましたところ、問い合わせが2件ございました。また、令和4年・令和5年は個別の案件として4件ほど、これは事業者のかたに実際場所を見ていただいたわけであります。

議員ご指摘のとおり、ご報告できるような実績ができなかったものですが、これまでも取り組み・実績は以上でございます。

事業費につきましては、建設水道課長から説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長(又地信也君)** 建設水道課長。

**○建設水道課長(構口 学君)** 私のほうから事業費のほうの説明をいたしたいと思います。

まず、解体するお金がいくらかかるんだということなんですが、当時一番最初に算出した時のお話でしたが、この当時もまず机上によることで、概算での事業費ということで、皆さんのほうには説明したということで記憶しております。

その中で、当時私の記憶で申し訳ないんですが、1億5,000万・6,000万という記憶がございます。それは実際いくらかかるんだということの算出につきましては、私どもの机上での概算での話になりますが、これは間違いなく2億は超えるということを目論んでおります。

ただし、正確な解体事業費を算出するには、現場での調査をした中で、それに対して調査する設計の費用もかかっていると思いますので、それを踏まえた中で解体するっていう判断の一つの材料をいつするかを含めて、解体工事の算出は行うことになるかと思っております。

以上です。

**○議長(又地信也君)** 総務課長。

**○総務課長(幅崎英樹君)** 起債の関係でございます。

平野議員ご指摘の起債が私の思っている起債とちょっと異なるかもしれませんが、私の把握している起債につきましては、公共施設等の適正管理推進事業者こちらのほうでないかなと思うんですが、こちらの起債につきましては、例えば既存の学校三つあるものを一つに集約するとかそういったダウンサイジングするような場合に、解体の費用に起債が充てられるという内容の起債でございますので、単に老朽化した建物を単純に壊す場合には、該当にならないというふうに把握しております。以上です。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 暫時、休憩をいたします。

<b>休憩</b>	<b>午前11時48分</b>
<b>再開</b>	<b>午前11時48分</b>

**○議長(又地信也君)** 休憩を解き、会議を再開いたします。

1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 構口課長の机上での2億を超えるって誰が考えても計算しなくても2億を超えるってもう答えれそうなもので、もう少し具体的な見積もりまでも現場まで行かなくて

もプロですから、もう少し具体的な数字を今後詰めていただかないと実際財源がないとか、じゃあいくらかかるのと言われた時に、たぶん2億は超えるじゃ全然説得力が私はないと思いますので、建設水道課のプロフェッショナルなレベルでももう少し詰めた数字を私は算出していただきたいなと思います。

私が言った起債は、いま幅崎課長は単に壊す、それはほかの学校複数あるところを一つ壊すだとかの起債ということばかりではなくて、その土地を新たに開発する際に使える起債があるという部分で言っています。それ以外の解体だけのことは、いまこの場では知識全てないので話されませんが、この地を再開発をするにあたり、それを旧中学校を壊すっていう道筋を作ると様々な起債があると考えています。おっしゃるとおりただ壊すだけっていうのはないのかもしれませんが。ですから、私はこの地の企業誘致の可能性について、前向きな再開発をするために壊すっていう提案をさせていただいているわけでございます。

それで、今回いただいた答弁の中で、「この土地が木古内町都市計画の中高層住宅専用地域となっている」、これって木古内町が決めているルールですよ。これを変えることができないのか、あるいは変えないとするならば、過去にも大きな会社の建築資材置き場にしていた経緯があって、それらはこのルール上いいのかどうなのか。荷物を運ぶ際に大きなトラックで来て、あるいはそれを搬出する際に大きなトラックで来て重機が置かれて、それこそがこのルール上であれば不適切ではないのかなと思いますので、その2点ほどお聞かせいただきたい。

**○議長(又地信也君)** 建設水道課長。

**○建設水道課長(構口 学君)** 私のほうからは、都市計画の用途変更についての再質問ということで、お答えいたします。

まず、用途地域の変更につきましては、令和2年の7月に道庁のほうと都市計画の変更について、協議をしております。

この中で、まず用途地域の変更につきましては、「よほどの根拠」、このよほどの根拠という言葉が非常にアバウトなんですけど、難しいという回答がされました。その中で、まず都市計画っていうのは、まちづくりの基本である。そういう基本を町として道しるべとして決めたことですよとそういった基本的なものを作った中で、時代は流れて人口減少、いろんな状況も変わった中で、学校の老朽化によって移転したことが用途変更の理由にはならないというようなお話はいただいております。

当時、私どもも中学校の敷地に関して有効利用をどうにかしていかないといけないということも念頭にあった中で、道のほうとしていきましたが、この用途地域の変更につきましては、今後もこの用途地域を変更するかしないかも含めて、再度道庁のほうとも話をしていないといけない。これは、用途地域の変更というのは、木古内町だけの問題ではないと思っています。要は、日本全国人口が減っていくのは、用途のあり方が変わっている区域が様々なところで出ているということもありますので、今後、敷地の有効利用を含めた中で区域の変更については、検討していかないといけない案件だとは思っております。

資材置き場のほうに関しましては、あくまでも一時的な利用でございますので、それに対する制限はございませんので、そういった中で事業者さんのほうから利活用したいというお話があればお貸ししているという状況でございます。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 都市計画が確かに町の基盤とまでは言いませんが、そのとおりにいま進めていくというための計画であることは理解します。コンサルに多額なお金をかけて作ってもらっていますから。ただ、町が道しるべを作る際に、それらの計画は当然変わっていくものでありますし、町がその地をしっかりと考えをもって再開発するっていう思いがあるのであれば、その計画変更はなんで国や道が反対される筋合いになるのでしょうか。私は、そこは町の意気込み次第だと思っております。

鈴木町長から再三、負の遺産にしないという気持ちは伝わりました。負の遺産にしないんだと。ただ、それは残り何年のことを考えているのか。いま2期目で残り3年半ですよ、鈴木町長の任期は。3期目・4期目・5期目まで考えてのその負の遺産にしないっていうお言葉なのか。私は、1期ずつしっかり考えていくにあたり、残り3年半しかない。この中で負の遺産としないぞと。プロポーザルの結果も明らかにそれが上手く進むとも私は考えられません。

業者にしてみればリスクしかありませんから。そんな中、最初に話したとおり解体しか道筋がないっていう私個人の思いなんです。近くの自治体の事例を見ますと、例えば最近の話ですけれども、函館市がポーニ森屋が閉鎖になり、その跡地を再開発プロジェクトチームを作って、いま事業と言いますか計画が進んでいるんです。当初、ホテルの誘致が進むという話がある中、超一流ホテルの誘致になりそうだったところまでいま相手方と話しているらしいんです。審議会の中で話題になった時に、相手方とどういう話をして、いつの時期までにどういうことで進むのって聞かれた際に、行政は相手があることなので相手次第ですよという答弁をしました。それほど人任せな行政として責任がないんじゃないかという追求があったわけです。審議会の中で。今回も同様ですよ。プロポーザルの相手方次第でどうにかなる、このあともそのとおりに取りあえずはこのままで進みますとしか聞こえないんですね。非常に責任感がなく感じますし、とても負の遺産を残さないという言葉にはふさわしくない答弁だと感じました。

もう一つ、近隣自治体の鈴木町長とお友達の町長が様々な負の遺産でしたり、過去の行政の諸課題をクリアしていく時に、議会の中で同様の言葉を使ったことがありますね。負の遺産をいましっかりと拭って、取り組んでいると。いかに負の遺産が残されると次の町長、行政が大変だということは、おそらくお仲間の町長からもお話は聞いていると思います。それらを踏まえた上で、この負の遺産として残さない、取りあえずプロポーザルでもうちちょっと様子を見る、この答えがはたしていまの鈴木町長の本当の考えとして正解なのか。それは、いつまでの時期なのかを考えているのかを再度お聞かせください。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 平野議員の再質問でございますが、議員のご指摘はあたらないと私は受け止めております。1回目の答弁でもさせていただいたように、町としてしっかりとしたプロセスを得て、本日まで至っております。

具体的にいつ頃に解体をするのかの明言の答弁がたぶん必要かとは思いますが、私としては2期目中に解体若しくは再開発、これははっきりとした方向性だけじゃなくて、ある程度結果として出せるようなことを想定しています。

そのために、1期目は特にコロナもありましたから、生活や企業を守る、そこに注力をし



てきて、そこに例えば2億・3億かけて解体するタイミングなのかと考えるとタイミングではなかったわけであります。そういったいままでのプロセスも含めて今後は、しっかりと情報をオープンにした形で丁寧に進めてまいりたいと思います。2期目の任期中にはしっかりとその結果を皆様にご報告をできるとそのような覚悟で努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 構口課長、現在の都市計画は何年度までの計画となっていますか。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 都市計画の期間というかそういうもののご質問ですが、あくまでもこれは計画ということで、いつまでっていうものではございません。一般的には10年に1回、都市計画のマスタープランという以前も町のほうでもその計画の変更をさせていただいて、設計費のほうを予算計上させておりますが、そういった検討した中で都市計画の変更をするかしないかの判断もします。例えば前回は木古内町に新幹線が通ったことによる一部変更があった箇所がありますが、そういった可能性用途がなければそういった必要性はないものになっています。年数でいきますと特段、定めはないというふうになります。

以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 残り3年中に結果を出すということは、その都市計画を再度作り直すという考えでよろしいんですか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 再三、答弁をさせていただいておりますが、必要なプロセスを進めてきた中で、解体をするという判断をしております。ただ、それを進めながらもプロポーザルの公募というのもこれは財源の確保につながる可能性もあるわけですから、そこはしっかりとやりながらやりますけれども、令和6年度また令和7年度には、あらかじめ大きな方向性について議員の皆様や町民の皆様にご報告ができるそういった準備を現在しておりますので、ご理解をいただきますようによろしくお願いいたします。以上です。

○議長(又地信也君) 昼食のため、13時まで暫時、休憩をいたします。

休憩	午後12時00分
再開	午後 1時00分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 昼休みを挟んでの続きとさせていただきます。

傍聴のかたにおかれましては、午後からも傍聴に来ていただき、ありがとうございます。

1項目目の旧中学校校舎についての私の思いと町長の考えについては、午前中ほぼほぼ出尽くしたと言いますか、考えの相違はあったにしてもある程度お話できたのかなと思います。

その中で、収穫と言いますか特に町長がお答えしていただいた中で、負の遺産を残さない

観点から、2期目中に最低でも解体の道筋、それが完結になるのか道筋なのか付けるというようにお言葉をいただいたように聞こえましたので、そこを再確認させてください、考え方を。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 平野議員のお尋ねにお答えをいたします。

町といたしまして、次世代に負の遺産を残さない、そういった考えのもと令和2年から様々なプロセスを進めてまいりました。

それで、結論といたしましては、令和7年度中には議員の皆様や町民の皆様に方向性をお示しをして、任期中にはその事業の完了、若しくは着手を目指して取り組んでまいりますので、これは検討する、調査する、やれやれと言ってやらないわけにはいかない、大切な大きな町としても案件であります。ただし、大きな財源もかかるというのも事実ですので、そこはしっかりとスピード感と慎重に町として説明責任をしっかりと果たしながら、進めてまいりたいとそうように考えております。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) まず解体については、そのような明言をいただき、お約束いただいたことを確認しました。プラス、今回私は解体だけをしろという質問ではなくて、当然これまで町長が答弁であったとおり、その財源を使う、それが過疎債が使えない一般財源でやらなければならないなどあるいは、計画を変更しなければならない、様々な諸課題があることもわかったところですが、やはり2期目に様々な成果を残す気持ちがある町長、または若くしてアイデア豊富な町長ですから、私の提案は別としてその跡地利用について、解体した跡地利用について、しっかりと検討していただき、ここがただの平場になるわけではなく、再利用をする考えも持って令和7年の報告をしていただきたいと思いますと思いますが、そのことについても約束していただけますでしょうか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 平野議員の再質問でございますが、午前中の答弁の中でも両輪を持って町としてプロセスを進めているということを答弁させていただきましたので、基本的にその考えのもと、町としては進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1項目目については、しっかりと町長の考えをお聞きできましたので、終えたいと思います。

続いて、2項目目の一般質問に入りたいと思います。

2項目目につきましては、喫煙者に対する環境整備についてでございます。

健康増進法が改正されて、様々な施設で原則禁煙、あるいは分煙施設が設置されております。受動喫煙防止の観点から屋外でも分煙施設の設置が義務付けられていくことも予想されます。これは、あくまで私の予想でございます。

特に、観光客を含む交流人口が多いみそぎの郷きこないはもちろん、ここの庁舎やふるさとの森公園などにも喫煙者はおりますので、設置する必要があるのではないのかなと考えているところでございます。

これまで多くのたばこ税が木古内町に歳入としてありまして、その使い方によっては財政もたばこ税によって助けられたと言いますか、使わせていただいたという過去もあるわけでございます。

また今回、分煙施設に対する設置する経費に対して、交付税措置も国から示されたわけでございます。なので、100%町の財源でやるということではなく、国もそのような分煙施設を推奨しているという現状があるわけでございます。

それを踏まえて、これは喫煙者に対する利便性ばかりではなくて、吸わないかたへにも分煙をしっかりとしてもらうことによって、クリーンなまちづくりを進めるというこのような観点から、私自身は必要な施設であると考えますので、町長の見解をお聞きいたします。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 平野議員の質問にお答えいたします。

平成30年7月に健康増進法が改正され、学校、病院、役場庁舎などは敷地内禁煙が義務付けられる第一種施設と定められております。

当町では、平成30年3月に役場も含めた町の主要施設を敷地内全面禁煙としているため、このいまの現状から後退するような施設の設置については、考えておりません。

もし、地方自治体が公共の場に分煙施設などを整備するその財源などがあつたとしても、それらを子育てや教育、医療介護福祉の向上に使うべきだと思いますし、吸わないかたや子どもたちもそのように思うのではないかとそのように感じているところでございます。

また、町内の第一種施設以外のその他の区分につきましては、令和2年の4月健康増進法改正及び北海道受動喫煙防止条例に基づき、状況の把握を町として努めたいとそのように考えているところでございます。

北海道では、全てのかたに望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指して、道、道民、その事業者及び関係団体がそれぞれの責務の下、協働しながら道民運動として、受動喫煙防止対策を推進することとしております。

以上のことから、当町といたしましても、ルールを守って、たばこを吸わない人も吸う人も快適に過ごせるまちづくりを進めてまいりたいとそのように考えております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** いまのこのご時世、どうもたばこを吸うかたが悪者みたいな雰囲気になり、私も実はたばこを吸うんです。店もやっておりまして、たばこも売っているものから、結構なヘビースモーカーなんです。でもいま時代なかなか吸うよそに出ると、家の中では換気扇の下で吸うんですけれども、外に出ると吸う場所がないというのが事実。

この答弁だけをまず聞いた再質問をさせていただくとするならば、平成30年に庁舎内が全面禁煙となったと。仮に分煙施設を造るとしたら、それは現状から後退するようなことなんではないでしょうか。私は、前進することだと思っておりますけれども、それと最後にたばこを吸う人も快適に過ごせるまちづくり、これどういう観点ですか。たばこを吸う人が快適に過ごせるためには、しっかりとルールを守って吸える場所の設置することが快適だというふうに判断するんですけれども、その2点についてもう少し詳しく見解をお聞かせいただきたいなと思います。

**○議長(又地信也君)** 町長。

○町長(鈴木慎也君) 平野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

後退する、それはどういうことかと言うと第一種の施設は、いわゆる保育園や小学校・中学校、学校です。そして、医療機関、行政機関、大学、極めて大切な地域、それが第一種施設であります。改正健康増進法でも原則、敷地内は禁煙となっておりますし、北海道の条例でも敷地内禁煙、屋外に禁煙場所を設置できないとしておりますので、町としてはこの法や条例に基づき、設置の考えはないということでございます。

また、たばこを吸う人の環境についてでございますが、この法や条例に基づいて適切な場所で例えば個人のご自宅だったり、移動中の車の中だったり、そういった受動喫煙に十分に配慮した中で、お楽しみいただければなとそのように考えているところでございます。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) おっしゃるとおり、この一種施設については、私もさすがにそれを強引に作るような法を変えるような取り組みをしろとまでは言えません。

いまの吸う人を快適に過ごせるってまちづくりって、家で吸え、車の中で吸えて、いまとなんら変わらず、これも町が堂々と掲げて吸う人も快適に過ごせるまちづくりへと述べられるような内容はないですよ、実際。「たばこを吸う人も快適に過ごせるまちづくりを進めている所存」、そのためには分煙施設を私は作るしかないと思っています。そこについては、町長と見解と言いますか考えが違うので深く追求しません。

先ほど一種施設については、確かに難しいというのは私も理解した中でのあえての質問だったんですけれども、やはり一種以外の観光施設を含む、ここには「現状の把握に努めたいと考えている」、私の通告書の中に事例として述べたのが庁舎と教育、ふるさとの森と道の駅です。道の駅に行くと現状の把握ってご存じだと思うんですけれども、当初、道の駅の壁のところ大きな灰皿があって、そこは出入り口の横なものですから苦情があったのか配慮したのかわかりませんが、いまちょっと離れたところに設置しているんです、灰皿を。

しかしながら、しっかりとした喫煙所とまでの掲示はないものですから、車で来られたかた、あるいは汽車で来られて道の駅を利用するかたでたばこを吸われるかたは、ロータリーの歩道でしたり車の駐車場でしたり、普通に外で吸っているかたを見受けられるんです、私の見た感じですと。それを私だけの考えですとまた新たな思考を勝手に言ってって言われますので、何人かにデータじゃないですけれどもお伺い、調査をして、そうしますとやはり外で吸われているかたは、時にいると。まさにそれこそが受動喫煙をするような行動であり、その方々を注意できる環境にもなく、ほかの設置しているところをイメージしてみてください。例えば出張で高速道路に乗る場合が多いと思うんですけれども、高速道路のパーキングありますよね。パーキングにはしっかりとした喫煙所が設置されているじゃないですか。誰が見ても一目瞭然の。そうすると、私そのパーキングのたびにたばこを吸いに行くんですけれども、その施設に行かなきゃ吸っちゃだめだっという印象になるんです。その施設がなければもしかして車を降りて駐車場で吸っちゃっているかもしれない。そういう観点からいくと、しっかりとしたそういう施設を造ることこそが分煙をしっかりすることだと私は思っております。

この「現状の把握に努めたいと考えている」ですけれども、これはここにこのように答弁

書いていますけれども、現状わかっているじゃないですか。もう少し道の駅の現状とその喫煙施設を造る考えについて、もう少し一歩進んだ答弁できないですか。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 平野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

一度目の答弁で、第一種の施設以外の区分につきましては、現状の把握をまずはすると。

これはなにを指しているかと言うと、第二種の施設だったり、屋外だったり20歳未満のかた、妊婦への対応、また従業員への受動喫煙防止対策などを含めてその他の区分という表現で答弁をさせていただいたところでございます。

いま、個別に道の駅という施設の個別の名称が出ましたので、それにつきまして私から答弁をさせていただきますが、道の駅についてはいま現在、いわゆるたばこを吸える場所、灰皿があるというのは承知をしております。おかげさまで年々右肩上がり、来館者のかたが増えてきており、令和4年度以降60万人を超えるかたに来ていただいております。

そのような中、特に来館者が多いイベントごととか催し物がある時は、いわゆるたばこメーカーのお力を借りて、ブースを設置する取り組みをしているというのも把握をしております。ですので、町といたしましては、一度目の答弁と繰り返しになるかもしれませんが、第一種の施設以外の区分については、まずは現状把握をするのと、それらの運営する事業者の一つの責任として主体的に取り組んでもらえるように町としてまずは状況判断してまいりたいということでございます。以上です。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 北海道の中心部で観光客が多く集まるニセコ町でしたり、宿泊税が導入される等々で話題になっていて、当然その中身も把握されていると思いますが、木古内町にもいまは一施設しかありませんが、入湯税という税金があります。これらの税はたばこ税も含めて、やはりそこに特化した部分に予算を使うという思いで私はいるんですけども、その部分についての考え方を税務課長でもよろしいのでお聞かせいただきたいのと、私はいまの質問の意図としてはたばこ税が毎年5,000万・6,000万入りますよね。過去にはもっと多い1億以上の税金が入っていました。それらをやはり喫煙者のかたに全てではなくても、ここに書いてあるとおり吸う方も快適に過ごせる予算の使い方をしてもいいのではないのかなと思います。どうでしょうか。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 平野議員の再質問でございますが、2点・3点の再質問かと思えます。

まず、基本的な考え方といたしまして、たばこ税は当町は多い時で1億を超えておりました。それが年々、下がってきてまして、4,000万ラインにいまあります。

私就任以来、新たな財源確保ということで企業版ふるさと納税、これらは当初200万から400万だったのがいま約6,000万くらいまでできていますが、これはまだまだ伸ばすということを就任時にも説明させていただきました。

これはどういうことかと言うと、たばこ税に頼らない財源の確保っていうことをまず一つ考えております。

2点目ですが、たばこ税の税収よりも病院の治療費のほうが多くかかっているというのが町の現状でありますので、ですのでいままではたばこ税に支えられて様々な事業を展開をし

たり、その事業者が潤ったりとかいろんな良い効果があったかもしれません。でもたばこ税が減ったことによってもより住民サービスが良くなる、そういった取り組み、そういった仕組みをいま町として進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと、税の目的につきましては、税務課長のほうから説明をさせていただきます。以上です。

**○議長(又地信也君)** 税務課長。

**○税務課長(阿部亮輔君)** ただいまのたばこ税についてですけれども、市町村民税の中のたばこ税ということで、目的税とはなっておりませんので、その辺は十分ご存じかと思いますが、そこを町のほうで一般経費に充てるということで、いま町長も話された福祉ですとかそちらのほうにももちろん使われているということで、ご理解いただきたいと思えます。

たばこに特化したものに使うという考えでは、目的税ではないということは、理解いただきたいなと思えます。以上です。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 1億ありました、4,000万にいま減りました。その全てをたばこに係わる目的に使えという趣旨ではありませんので、これまでも少なからずたばこ税の中からっていう区分はないんですけれども、喫煙者に対するライターを提供でしたりだとか、そういうふうなたばこに吸われるかたに大なり小なり予算が使ってきた経緯がありますよね。いままさにたばこを吸われるかたに少しでも、あるいは逆もあります。たばこを吸わないかたにも受動喫煙をなくするために、予算を投じることは私はプラスなんじゃないのかなって思うから、このような質問をさせていただいたところです。あまりこの手の質問をするとたばこを吸う人を応援している一般質問ってどうなのなんて思われるかもしれませんが、私はここにも書いてあるとおり、たばこを吸うかただけを気を遣うのではなくて、子どもや高齢者、たばこを吸わないかたにいかにか不安な思いをさせないために、しっかりと分煙の施設を造るかっていう部分も大きな目的であります。そのことからやはり道の駅です。そこは、このあとも調査し、適切な対応をとるという考えを伺いましたので、それが必要かどうかまずしっかりと町長含め、担当者含め、調査していただきたい。そのような必要性だったり声をしっかりと聞こえたならば、やはり取り組みを前に進めるような行動を起こしていただきたいということを述べて、そこは願っていたきましたので、そこで答弁で「はい」と聞いたということにしますので、これをもって私の一般質問の終えたいと思えます。以上です。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君の一般質問が終わりました。

以上をもちまして、一般質問は終了いたします。

## 報告第1号 令和5年度木古内町一般会計繰越明許費繰越計算書について

**○議長(又地信也君)** 日程第9 報告第1号 令和5年度木古内町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

**○副町長(羽沢裕一君)** ただいま上程となりました、報告第1号 令和5年度木古内町一般会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第213条の規定により繰り越された令和5年度木古内町一般会計歳出予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

議案の2ページをお開きください。

2款 総務費、1項 総務管理費、事業名 公共施設等エアコン設置事業から、10款 教育費、5項 保健体育費、事業名 給食センターエアコン設置事業までの9事業は、令和5年度に計上した予算のうち、令和6年度に事業が完了するもので、計3,626万9,000円を繰り越すものです。

各事業費の財源内訳については、それぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 1番 平野です。

すみません、一般質問に続いてまた質問をしました。

予算委員会の際にも確認したと思うんですけども、再度確認させてください。

この繰り越された各施設のエアコンの設置する時期、完了については、それぞれいつなのかお聞かせいただきたいのと、あと今回補正の中には金額載っていないんですけども、もちろん繰り越しでもないんですけども、すでにエアコンが付いた町の施設、地域の施設、それらの施設を町民に対して避暑地にするという計画があったと思うんですけども、それら補正にも予算は出ていないんですけども、予算がなくても避暑地として使えるっていう認識でよろしいんでしょうか。計画の内容も簡単でも説明できればお願いしたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 建設水道課長。

**○建設水道課長(構口 学)** 私のほうからこのたびのエアコンの完了時期について、ご説明いたします。

まず工期につきましては、全ての工事をこの6月30日末で工事となっております。現状としましては、8割方設置をして完了しております。残りの2割につきましては、電気の配線系の接続のみとなっております。なお、設置した箇所につきましては、各々関係する町内会さんのほうには、使ってもいいですよということのご説明はさせていただいております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(羽沢裕一君)** 公共施設を避暑地変わりに利用することについてですが、これまで住民に広く周知してございませんので、これにつきましては早々に改めて周知をさせていただくとともに、例えば食中毒警報などは気温が上がれば防災無線等でお知らせしていますので、そのような形ででも「公共施設、きょうはこのような気温の上昇が見込まれるのでご利用ください、開放しています」というようなご案内をしていくようなイメージをもっております。以上です。

**○議長(又地信也君)** ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

### 議案第1号 令和6年度木古内町一般会計補正予算(第2号)

○議長(又地信也君) 日程第10 議案第1号 令和6年度木古内町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程となりました、議案第1号 令和6年度木古内町一般会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

議案の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、4,536万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、43億6,012万7,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、議案の4ページの第2表 地方債補正は、佐女川跨線人道橋撤去委託料の追加により橋梁整備事業債の限度額を増額し、起債額全体で1億6,230万万円とするものです。

歳出の主な補正内容ですが、2款 総務費は、総務省の地域活性化起業人制度を活用した人材確保事業、及び戸籍・住基関連システム改修のための追加補正です。

3款 民生費は、小規模多機能型居宅介護施設の指定管理料、木古内エール生活支援臨時給付金事業、及び児童手当システム改修のための追加補正です。

8款 土木費は、佐女川跨線人道橋撤去委託料の追加補正です。

また、歳入の主な補正内容は、このたびの事業実施に伴う国庫補助金、町債で、不足分は財政調整基金から繰り入れするものです。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時30分

再開 午後1時30分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

詳細説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(幅崎英樹君) 議案第1号の詳細につきまして、ご説明いたします。

先に、資料を添付している事業から説明しますので、よろしくお願いいたします。

議案資料、13ページと14ページをお開きください。

2款・1項・5目 企画振興費の地域活性化起業人制度活用事業 552万4,000円の追加で、町の様々な課題解決に向け、民間企業の専門知識、業務経験、人脈、ノウハウなどを活用するため、必要な人材を確保するものです。



2番、事業の概要 (1) ①アからウに記載のとおり、起業人を活用して様々な企業とのマッチングを行います。

(2) 本制度で確保する人材の勤務条件は、ひと月の半分以上、木古内町に滞在し、地域活性化に関する活動に従事していただくこととなります。

(3) 事業費の内訳は、企業へ支払う人件費相当額で440万円、活動に伴う交通費相当分で112万4,000円を計上しております。

(4) 事業の期間は、本年8月から令和7年3月までとしており、本制度における特別交付税措置の概要などは、14ページの総務省提供資料をご参照願います。

議案10ページと資料15ページをお開きください。

3款・1項・3目 老人福祉費に計上の小規模多機能型居宅介護施設さくらの指定管理料 276万1,000円で、令和3年度から令和5年度までの各年度の実績を資料の表にまとめております。

右から2列目の太線囲みが令和5年度の実績で、④番、1,938万円ほどの収入に対して、⑧番の支出が2,836万円ほど、⑨番の指定管理料が622万円で、収支不足額は一番下の⑩番に記載のとおり、276万550円となるため、この不足額を追加するものです。

続きまして、議案10ページと資料16ページをお開きください。

国が行う生活支援給付金事業にあわせて、町独自の支援も加えたエール給付金事業 2,031万8,000円の追加で、2番、事業の概要 (1) 対象世帯①アに記載の非課税世帯等とは、令和6年6月3日の基準日時点で、当町に住民登録があり、令和6年度に新たに世帯全員が住民税非課税となった世帯と、新たに住民税の均等割のみ課税となった世帯が10万円の給付対象となり、対象世帯に18最未満の児童がいる場合は、一人あたり5万円が上乘せされます。

イに記載の課税者扶養の非課税世帯等とは、先ほどの対象世帯が住民税の課税上、課税者である親族に扶養されている場合などで、国の給付金の要件では除外されるんですが、町独自の施策としてアの世帯同様に対象に加えるものです。

ウの家計急変世帯も町独自のもので、収入が大きく減少した場合に給付対象とするものです。

②の定額減税調整給付は、国が本年6月から実施している所得税及び住民税の定額減税において、課税額が少ないなど、減税仕切れない場合に、その差額を給付するものです。

(2) 事業費の内訳として、①先ほど説明しましたアからウの世帯への給付金として1,000万円、給付に係る事務費として、152万7,000円を計上しております。

②の定額減税調整給付金に関しては、給付金分で700万円、事務費で179万1,000円を計上しております。

17ページをお開き願います。

(3) には、給付金の業務スケジュールを記載しており、3番、予算の内訳には、歳入として国庫補助金 1,369万円を計上しております。

なお、歳出に対して100%でないのは、一部町独自の事業を含んでいることと、国庫補助金はいま時点での国からの内示額を補正額としておりますので、実績に応じてこの年度内に残額が交付される見込みとなっております。

18ページをお開き願います。

対象世帯の判断と給付額をフローチャートにまとめてありますので、ご参照願います。

議案11ページと資料19ページをお開きください。

8款・2項・1目 道路維持費に計上の佐女川跨線人道橋撤去委託料 1,210万円は、本年度予算に計上している当該事業について、事業費積算後、北海道内の大型建設工事等の影響による重機調達費用の高騰や、作業工程の変更などに伴う事業費増額の必要性が受託事業者から示されました。工事費の再積算をしたところ、燃料費高騰と円安なども相まって、事業費については16%ほど増額する必要があると判断いたしました。

2番、事業の概要、(2) 事業費の内訳に記載のとおり、当初予算では7,600万円を計上しておりましたが、重機・人工等の積算単価上昇分として①890万円、それ以外の間接工事費等の上昇分が320万円と、あわせて1,210万円を追加するものです。

(3) 本事業の受託事業者は、道南いさりび鉄道株式会社で、3番予算の内訳に記載のとおり、財源として橋梁整備事業債 1,090万円を充てることとしております。

次に、資料のない補正予算について説明させていただきます。

9ページにお戻りください。

2款・3項・1目 戸籍住民基本台帳費、12節 委託料 207万9,000円は、行政のデジタル化に伴い、戸籍の記載事項である個人の氏名について、ひらがなあるいはカタカナで表記することが必須となったため、システムの改修費用 123万2,000円の追加と、令和6年度当初予算に450万円ほど計上している、住基ネットワーク機器更改委託料について、物価高騰や円安の影響により調達機器、特に海外製の機器の価格が高騰していることなど、更改費用が大幅に増額となるものです。

11ページをお開きください。

3款・2項・1目 児童福祉総務費、12節 委託料 児童手当システム改修業務委託料 258万5,000円の追加は、法制度の見直しにより児童手当の支給額と支給対象が拡充されることに伴う、現行システムの改修費用です。

なお、財源に国庫補助金を計上しておりませんが、現時点で補助基準額が示されていないため、詳細が示されたあと、歳入予算を補正する予定です。

7ページ、歳入についてですが、事業ごとの歳出予算説明時に財源として触れておりますので省略します。

なお、このたびの補正予算に伴う財源不足を補うための財政調整基金の繰り入れは、1,954万5,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番 新井田昭男君。

○5番(新井田昭男君) 私のほうから資料の19ページ、佐女川跨線人道撤去費に関わる部分なんですけれども、これは先ほど説明があったように、当初予算が7,600万、今回いわゆる追加工事ということで、16%アップの1,210万ということなんですけれども、これは3月の予算で計上されているということなんですけれども、ほぼ3か月ぐらいの間に16%。この16%ってというのは、テレビなんかで見ると国会議員さんが結構使っているパーセンテージで、その辺も気になる場所なんですけれども、要は事業費の内訳を見ると2点ほど、重機・人工等の積算単価上昇分だとか安全費等の積算単価、これ安全費っていうのはそもそもこういう項

目で出るっていうのは解せないんだけど、元々の例えば3か月の状況の中で、一般市場のアップっていうのは概ねわかっているような状況でないのかなと思っていたんです。

だから、そうでなければ見積もり制度がちょっとおかしいんじゃないかとそんなふうに思っているんだけど、まして安全費云々っていうのは、これって本来数字に転嫁させるべきものなの。この辺ちょっと聞きたいのと、それと工期の部分。これ4月からことしの12月までになっているんだけど、どうもなんかこういう事案が出てくると、はたして工期まで間に合うんだろうかっていうような思いもちょっとよぎるんだけど、その辺の見解もあわせて答弁願いたいと思います。

(「関連」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) いま今回は人道橋の追加補正で計上になってはいますがけれども、他の工事の関係、すでに発注になっている例えば瓜谷橋の橋梁の架け替えの関係、そっちのほう金額大きいんですね。その影響もまたこれありで、今回一緒に出さないでなぜ人道橋だけの計上になったのかっていうのが理解できない。その辺の説明もあわせて。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) まず、新井田議員からのご質問に対してお答えいたします。

まず、予算が今年度はじまったばかりで、もう予算が増えるのはどうなのかっていうご質問でございます。

まず、この予算につきましては、いさりび鉄道さんと数年来から協議を進めておまして、予算計上をする金額として受けたのは、昨年12月になります。この12月に受けた金額をもとに、当町の当初の予算に計上させていただいて、予算をとおしていただいたというものでございます。その後、この間そういった労務費に関する変更の協議は、いさりびさんのほうからなかったんですが、この5月に入りましてこういった安全費の問題とかもある中と、あと資材の問題とかというものが相談されました。やはりいまこの時期にこういう相談はどのようなということは、当然私どもも申し上げた中で、ただしやはり今般の経済の状況を踏まえた中で、工事費の関係に関しては甲乙で協議してくださいというふうになっています。

その中で、結論としていさりびさんのほうで深夜による作業等も増えるという中で、必要だということを提示されましたので、町のほうとしてはこの金額が必要ということで、このたび補正させていただきたいということで、計上したものでございます。

現段階では見積もりに関しては、あくまでも鉄道事業者さんとしての考え方、提示になりますので、この件につきましてはいさりびさんのほうとの話になるかと思われま。

次に、竹田議員のその他工事に関してでございますが、現段階ではほかの工事の関係で、こういった資材の高騰による影響はあるという報告は受けておりませんので、今後、そのような状況がないとは言えないですが、いまのきょうの段階ではないということでございます。

工期につきましては、資料のほうでは12月までということで提示しておりますが、実際これはこの事業としての工期と考えております。というのは、国からの補助も受けている事業でありますので、全てが終わるのを12月というふうにしておまして、いさりびさんとの工期としては10月を目途にしております。ただし、現場のほうは閑散期にやるような形でいまま動こうとしております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** もっと皆さんから質疑が出ると思ったんですけども、思いのほかなく、地域活性化起業人制度活用事業という今回新しく予算が計上されました。今定例会の前にも行政からは、新規事業だということでザッと説明を受けたところであります。

きょうの説明とその時の説明あわせても、趣旨・目的、この文言に書いてる範囲はわかるんですけども、はたして具体的になんの何をどのジャンルを具体的にやっていくのかわかって見えないままきょうに至っております。

その時の説明では、様々な教育関連でしたり、留学の受け入れでしたり、医療分野でしたり、金融だったり、テクノロジー、その他諸々の現在の町の課題解決という説明でしたけれども、それら諸々全てを解決してくれるスーパーマンがやってくるのかという印象で、とてもイメージが湧かないんですね。これも一般財源で特別交付税措置ありということですけども、この特別交付税については、明確ではないと前回の臨時議会でも話したところですけども、なのでほぼほぼ一般財源でやるっていう覚悟をもって我々はこの事業を判断しなければならないと思っております。

それで、特にこの会社もすでに決まっているのかなとは思うんですけども、この制度を使って特にどの課題、どの分野を強化させたい。具体的にもっとあるのであれば、この課題を解決するためにこの企業とマッチアップするんだというところまでイメージなのか、できているのであればそれを聞かないことにはちょっとふんわりしすぎてとても喜んで「はい」って言うことには私はなりませんので、いま一度詳しくお聞かせください。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** お答えをさせていただきます。

まずはじめに、この地域活性化起業人は以前は地域おこし起業人という名称でありましたが、いわゆる地域おこし協力隊の兄貴分としての制度だったんですが、さらにこの企業に特化するというので、地域活性化起業人という名称にまずはなっております。

町といたしましては、この地域活性化起業人の町の考え方ではありますが、基本的に特別交付税について関係省庁、官僚に確認をしたところ、地方創生に寄与する制度でありますので、ぜひとも活用してほしいというお答えがあったところです。

実際に、官公庁にも様々な業界、民間人が活躍している、それが我が国の状況であります。

デジタル庁然り、道庁のDX部局だったり、北海道の観光振興機構など国とか北海道レベルでは、民間の活力を活かしていることから、いまの時代は民間の力も借りながら行政を運営していると。これは、もう国レベル、道レベル、自治体レベルでやっていることでありますので、この町の考え方としては民間の活力が極めて必要だとそのように受け止めております。

その上で、この事業のいわゆる分野が多岐にわたるというようなご質問だったかと思えます。まずをもって、想定している企業はいわゆるホールディングス、持ち株会社であります。

ですので、教育だったり、観光だったり、一次産業だったり、医療だったり、エネルギーだったり、様々な分野のいま事業を想定しています。

例えば日本中から園児が木古内に来て、体験をしながら木古内の自然だったり、そういった取り組みをするだけではなくて、そこに観光だったり一次産業の発展というものを様々な

事業をミックスした形で、いま展開することを想定しています。

ですので、地域活性化起業人といま提案ですけれども、一種の企業進出が決まったというふうに受け止めていただいても私はよろしいのではないかと考えております。

また、この会社はホールディングスでいわゆる金融関係も強いわけでありまして、そういった部分は町の新たな財源、企業版ふるさと納税だったり、まさにJクレジット、ネーミングライツ、そういったところにもより専門的な知識があるわけでありまして、そういった民間の活力を活用したいと考えております。

ほかにも公共施設の部分だったり情報分野もあるんですが、町としてこういった様々町の持続可能なまちづくりをする中で、企業側との協議の結果としては、曖昧の戦略ではなくて、正確な町の状況を把握をすることが必要であるという結論に達しました。

ですので、町といたしましては、いち早く行動することが民間企業との信頼関係でも極めて重要であり、この制度を有効に活用することが双方にとって裁量と判断をいたしました。

様々思うところはあるんですが、簡潔に申し上げますと、木古内町がいままで町制82年ですけれども、これから発展させていくためには何点かのことに集中して取り組まなければいけないと思っています。

その一つが外部から来た人間が少ないということです。特に専門性や有識者の人材が圧倒的にこのまちづくりをする中で、少ない現状だというふうに私は受け止めています。

そして、その財源、資金不足です。そういったものもいままで町としてふるさと納税や企業版ふるさと納税に力をいれて、2030年までに10億を目指すと言っている。ただ、それをさらに強く進めるためには、より専門的なパートナーが不可欠であります。

そして、三つ目は過去に誘致のチャンスを逃してきたというこの町の歴史があります。

そういった中でもいままちづくりする上で、現状維持ではなくてやはり未来を作るために挑戦一択であると思っておりますので、そういった意味では本当に素晴らしい企業に関心をもっていただいて、今回新たな事業がこれから生まれだそうとしていますので、まさに町の命運がかかっている案件であり、私もこれは本当に信念をもって取り組んでいるわけでありまして、今回の提案であります。ただ、多岐にわたるためになかなか具体的な想定部分は、いまお話させていただきましたが、より議員の皆さんや町民の皆さんが木古内は本当に変わったよねとそう実感してもらえる、そのいま確信を私としてはもっていますので、しっかりと力強くこういった事業を進めていくためにも議員の皆様には、ご理解・ご協力だけじゃなくて、ともにぜひとも挑戦をしていただきますようお願いをしたいなと思っています。議員からの質問に適格に答えられたかどうか、もしかしたら答弁漏れもあるかもしれませんが、私の思いとしては町の未来を左右するぐらいの重要な今回は事業の提案だとそのように受け止めておりますので、私からの答弁とさせていただきます。以上です。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** いまのお話を聞くと2期目に向けて様々、公約を鈴木町長は掲げました。しかしながら、自分の力ではできないので人に頼って、それを進めたいと思いますというふうに捉えてよいですか。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 1期目から私が申しているのは、持続可能なまちづくりに挑戦して、

いまでも守り、未来を作るということです。

2期目のキャッチフレーズは、挑戦の先に確かな未来です。これは、1人では成し遂げられません。なので、職員と力をあわせて、議員の皆さんとも一緒に挑戦をしていただいて、全国から日本中から木古内を応援する人を応援する企業を多くする、これは町の発展のために必要なことですので、より町を力強くまちづくりをする上で、こういった判断をするのは当たり前なことだと思っております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** ですから、それらの人を頼って私が掲げている公約をなんとか進めさせてくださいって言っているってことですよ。そのようにしか聞こえないです。

過去にも鈴木町長就任してから企業との提携でしたり、前回の臨時議会もそうですけれども、新たなプロのかたを我が町に呼んで、高額な月収で雇って、町の様々な諸課題を解決していただく。なんか先ほど鈴木町長言ったように、町民は「木古内変わったよね」って思うと思います。なんかよそからいっぱい給料高い人ばかり呼んできて、なんかいっぱい手伝ってもらっているんだってって、そういうイメージですよ。なぜかと言うと、なぜ私がいまそこまできついことを言うかということ、まだ結果がなにも出ていないからです。結果が出ていないんですよ。大企業と何百万もかけて、計画作りましたよね。そのなにか一つでも進みましたか。いまの先月の臨時議会については、まだ人さえも紹介していただけていないので、それはこれからとなりますけれども、なにかしっかりと職員と一丸になってやる、そこには当然町民も強力体制を整う。それらの全てをやったけれども、足りないからさらにその進捗を進めるためにこのかたを呼ぶんだっていう積み上げがないんですよ。ですから私は、再三前回は申し上げたとおり、この人を呼ぶにあたって特になにを特化してやっていただくっていう具体性があれば、ああそうだよね、その分野は特に必要だよなって理解するかもしれません。ただ、あまりにも分野が多すぎてどれもこれも課題解決のために、私の将来・未来の町民を幸せにする、町にとってこの50万かけて人を呼ぶんですって、どうも内容としては非常に腑に落ちないんですよ。それを私はそう思っただけで、いまでも3回目の質問ですから、これ以上言うことはできません。ほかの議員さんがどう思っているのかわかりませんが、これ以上聞いても話はきっと同じだと思いますので、感想として終わってしまいますけれども、以上です。

**○議長(又地信也君)** ほかに。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 2番 東出洋一君。

**○2番(東出洋一君)** 2番 東出です。

実は、今回のこの予算提案にあたっては、きのう私もちょっと夜遅くまでいろいろとこれを見ていて、どう捉えたらいいのかな。いま町長が1番議員に対して、町長の思いとこれからの木古内町の歩んでいく部分について、心強く語ってくれました。決して当町にとっては悪いことじゃないだろうとは思っています。ただ、私自身も一番気がかりなのは、よそからそういう企業からどういう立場の人間が来るのかわかりません。企業の中の若くてバリバリの人が来るのか、ある程度年功を踏んで、そしていろいろと情報なり、それから知識を持ったある程度キャリアのある人が来るのかどうかもわかりません。その辺は、対相手のあること

なんだろうけれども、当町の目指すべき進むべき道としては、やはりキャリアマンのほうが私はいんじゃないのかなと思うんだけど、対相手の会社の人の経歴というか社歴が何年くらいの人で、いろんな海外だとかいろんなところの情報も豊富な人ですよという人なのか。逆に言えば、若くバリバリな人で町内いろいろと回って、一次産業の体験の話もありましたよね。教育のこともあった。いろいろありましたよ。だから、そういうような部分では町長は、どっちを選んで今回こういう経過に至ったのか、まず教えていただきたいなと思います。それがはたして住民にとってどう周知し、住民が町長の思いを理解して、こういう人が来たのならなんとかみんな協力していこうというようなことがなければ、人は来たけれどもあの人なしに来たんだろうというような状況にあってはならないし、その辺の部分まだ未知数な部分がたくさんあるんですけども、今回予算提案されてきた以上は、やはりそういう議論もしておかなければならないだろうと。予算はおしたけれども、とんでもないことになってしまっというふうなことではまずいので、それをもうちょっと腹の割った部分でお話できる範囲で、それからきょうまで対相手に対する情報交換している中での話をもうちょっと噛み砕いて説明できる部分があればしていただきたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 東出議員のお尋ねにお答えいたします。

先ほどの議員への答弁とかぶる部分もあるかもしれませんが、いまこの町に必要なのは挑戦をすることなんです。今回は、ある意味企業の進出という意味で、大きなチャンスをいま町として縁をいただいて、それでいまご提案をさせていただいています。

それで、先ほどほかの議員からもありましたが、多岐にわたりすぎてわからないということでしたが、私も先ほど答弁をさせていただいたように、いわゆるホールディングス、持ち株会社であります。ですので、そこに例えばですが保育園施設、これも日本一経営している会社の持ち株会社であったり、本当に様々な事業の可能性がある。ただ、具体的に木古内をなんとか見ていただいたんですが、より具体的に事業化するためには、町の受入側体制が極めて重要だと思っております。どんな企業でも企業だけでは、この町で事業は作れないということが事実です。そして、町としては福祉の町でまちづくりをしてきて、そしていま教育にも力をいれています。さらに、自然、一次産業、エネルギー、DX、ゼロカーボン、様々なまちづくりをする中の成長エンジンがたくさんあります。そういった町の課題を解決するパートナーとして、そのいわゆる持ち株会社が極めて町と相性が良いというふうに私は感じるところであります。

具体的に企業側との話かと思いますが、どういった人間に来てもらうかというのも実は本体の会社があるんですけども、いろんな分野の会社がありますので、まず最初どこを着手しようかというところ、ここもいま協議中ではありますが、ただ想定しているのは日本中の子どもたちに木古内に来てもらって、体験をしてもらって、一次産業、観光と教育をまず最初にやろうじゃないかと。だけれども、その先にあるのは医療分野だったり様々な分野でも特化している会社でありますので、そこは木古内の可能性を活かす上で、まずは最初は保育園児を日本中から木古内に来てもらうというところからはじめていけたらなという想定です。

それで、人材についてですが、基本的に企業側としてこの人件費も正直この人件費の提案させていただいた数字よりも2倍・3倍・4倍・5倍もらっているような職員をいま想定してい

ます。これは、どういうことかと言うと、一つの案件でも3,000万・5,000万、それぐらいの仕事ができる優秀でいわゆる地方創生とかそういった思いのある人をいま想定をしています。よろしいでしょうか、あとにか答弁漏れがございましたら、以上です。

**○議長(又地信也君)** 2番 東出洋一君。

**○2番(東出洋一君)** そうすると、よく町場で我々耳にするのは、「木古内町、どこから企業進出して来ないかね」という話をよくされるんですよね。そうすると、今回のこれはっきり私言いますけれども、町長にしてみると木古内町に新規の企業が進出してくるんだというふうに理解してまず良いのか悪いのか、まずそ一つ。そこはきちんとしましょう。

それと、当町の受入体制云々って言っていたんだけど、どういう受入体制を我々が町民が想定すればいいのか。

それと、私の一般質問中で保健・医療・福祉、その次は教育の充実なんだよって言い方して教育長と議論したこともあるんだけど、いまの段階からいけば園児の関係が一途先になって、そしてそれは未来ある子どもたちのための教育の充実というふうに捉えていいんだろうか。いいですか、そうすると先般、5月議会で教育委員会のアドバイザーとのまだその人が公表されていないんだけど、そうすると中にはその人も教育委員会で採用する人も教育分野の部分での頑張ってもらわね。そして、いま今回の企業進出のほうもまず一途先には教育のほう、じゃあお互い教育のほうで木古内の町を一つに考えていいものなのかどうなのか。ただ町長は、いろんな職種を言いましたよね。農家の一次産業の関係、それから環境、医療という部分なんだけれども、それは総体的に見ていま一途先は教育なのかな。そして、それからだんだんだんだんあれしていくのかなというその確認をちょっとさせていただきたいし、もし今回この予算がとおれば8月からの確か人件費になっていましたけれども、想定できるこっちに木古内に着任できるっていうのかな、なんて言えばいいかわからないんですけど、そうすると8月だからまだ1か月ちょっと40日くらいありますよね。

だから、時期的なものスケジュール的なものをある程度教えてくれないと今回のこの予算の中での議論をちょっとまた考えてしまうので、よろしく願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 東出議員のお尋ねにお答えいたします。

今回のまず事業は、工場ではありません、基本的に。物ではないんです。なにを今回の企業の進出で期待をしているかと言うと、人づくりだったり、木古内の自然を活かすということなんです。なので、一緒に作り上げられる新規事業だと私は受け止めています。しかも、それは町の課題を可能性に変えるという言葉は私よく使いますが、それがまさに実現できる、人やお金や物がそういった木古内に足りなかったものを民間の力を借りながら作り上げていく、それが今回の企業進出の本質だと私は受け止めています。

そして、2点目のお尋ねでございますが、受入体制というところでございます。

先ほどの説明でも私させていただきましたが、今回キーワードとなるのは人と自然です。

ですので、そういった意味では各業界、観光協会だったり学校だったり、様々な業界のかたの理解がより深まれば深まるほどこの事業は町の未来にとって良い方向に進むと思っております。ですので、企業が勝手に来て勝手にやる、そういったものではないんです。皆さんと一緒に作り上げていく、それがこの町がしっかりと二本足で立って進んでいくために必要



だと思っております。ですので、各業界や皆さんの気持ち、挑戦次第でこの事業の成果というのは大きく変わる、私はそのように思っております。

また、教育というような表現でございましたが、基本的に幼児、保育園施設ですので基本的に幼児を想定しております。ただ、幼児だけではなくて、例えばおじいちゃん、おばあちゃんだったり、一緒に木古内に来て地引き網や乳搾り、もしかしたらじゃがいもを掘ったりとか、そういった体験観光をしてもらう、これも木古内町が民間の力で長年守ってきてくれた体験観光、これも少子高齢化で維持するのが大変難しいというのが課題になっています。

ですので、ただ体験をするだけじゃなくて、体験したところも契約農場として会社買い取っていただいて、総合的な事業の効果が出る、そういったものをいま想定しております。

東出議員がお尋ねしていただいたことの答弁漏れ、若しくは私の認識違いでなにかありましたら。

時期でございますが、8月からの提案では想定していますから、もし議決が決まれば早急に8月に向けて、その企業側と調整をして、1日も早くこの町の可能性、そしてその発展を感じてもらえるように町として取り組んでまいらるそういった覚悟でございます。以上です。

**○議長(又地信也君)** 2番 東出洋一君。

**○2番(東出洋一君)** 2番 東出です。

町長、ちょっと幼児の部分、ちょっとそっちに置いて、別な話をします。

なんか前段の話を聞いていると、令和4年の予算委員会、それから令和4年度の大きな事業の中で、モンベル来ましたよね。モンベルの事業体験、いろいろと自然環境だとか、それからいろんな調査研究やりましたよね。それと私、ダブっちゃった。なんだと、モンベルのやってきたことがなんかちょっとボリュームは違うんだろけれども、そのまま移行していき、自然体験だとかそれこそ浜での地引き網だとかなんかそんなこと言っていたら、モンベルのあの人達が来て、春・夏・秋、この3シーズン調査研究したでしょう。それとなんか私は、同じように考えてしまった。その辺ちょっと私の勘違いかもしれないけれども、その辺ちょっと答弁してください。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 東出議員のお尋ねにお答えをさせていただきます。

まず最初に、個別の企業名をいま話されておりました。私としては、それとはまた全く別な形で提案はしているものの、ただ将来的に町の自然だったり人というものにまず注力をしていく。そして、いま町がこれまで取り組んでいる最中であるゼロカーボンとか、再生可能エネルギーとか、サーモンですとか、あといま民間がやろうとしているワインですとか、アウトドアアクティビティとか、ありとあらゆるものがマッチング対象として大きな枠組みで私は捉えております。ですので、議員ご指摘の部分はあたらないと思うんですが、ただその一方で、それぞれの業界、それぞれのジャンルをしっかりと伸ばしていくためには、横の連携というものがとても重要でありますので、いま東出議員からいただいた貴重なご意見として受け止めさせていただきますので、以上です。

**○議長(又地信也君)** ほかに。

4番 竹田 努君。

**○4番(竹田 努君)** 概ね、前段とかぶらないように質問したいなと思っています。

総務省のこの事業だっということは、わかりました。民間のノウハウを得て、やはり木古内町を活性化させるっていう趣旨等については、いい制度なのかなっていうふうに思います。

ただ、それであれば北海道ばかりでなくて、この沿線含めて西部4町、同じようにやはりたぶん出てくる。やることによってこういう例えばそういう我が町にないノウハウを端的に言ったら人材派遣ですよ。人材を派遣してもらって、木古内町を良くするっていうかそういうことなんです。ただ、私ここの要綱に書いている例えば企業に払うのが440万、8か月だとすれば月55万払うんです。そして、月の半分でいいって。15日間木古内にいて、なに木古内町のことわかるんだっていう単純な思いがあるんですよ。だから、月の半分でなくて1か月丸々いなさいよって、そして木古内町のこと理解をして、そのために努力するっていうなら良いけれども、半分しかないで町長、木古内町のことわかりますか。私は、やはりそういう心配をするんです。

それとやはり、前段の質疑の中でもあったように具体的に例えばなにをするんだっというきのうのHBCのニュースでやっていたんですけども、北海道のどこの町だかはちょっと。

トマトのハウスのあれをそういう会社からの派遣で、背広を着た人が農家のハウスに行っているいろいろアドバイスをしていたっていう、それがこれなのかなっていうふうにちょっと見ていたんですけども、そういう例えば農業振興でもっとやはり木古内町のはこだて和牛をいまの倍にしようとか、そういうノウハウをもって農業振興をすることによって言うのであれば我々も「ああ、そうか」って理解できるんだけど、町長が前段言った教育だったり観光だったりっていうのは、具体的に目に見えてこないのかなって気もするんですよ。ですから、具体的になにをするんだっという部分を来ていただいて、なにをっていうものをやはりきちんと示してもらわなければならないと思うんですけども、その辺について。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 竹田議員のお尋ねでございますが、月の半分ぐらいでなにができるんだろうと。半分っていうのは、これは基本的に地域活性化起業人の概要のルールでありますので、ただ一番大切なのは実質いたかないかよりも、実際1か月、例えば1年だとしてもそれ以上の成果を出してくれる、それが一番重要だと思っています。

もう一つ言うならば、外から人が来ない町は絶対衰退します。消滅可能性すると思います。

なので、町としていろんなお考えはあるかもしれないんですけども、外者を排除している地域は絶対に衰退します。なので、町として誰か今回の企業じゃないとしても、外からの移住者だとしても、それを受け入れて町と個人が幸せに感じられる地域というのがたぶん木古内だと思うんです。私も移住者だから、先ほどの議員からのいろんなよそから来て外に頼るっていう言葉を聞いた時に、とても悲しい気持ちになりました。当町の一番の強みは、人口が多いところでもなくてお金があるところでもなくて、やはり人と自然だと私は信じているので、なので外部の力に頼り切るとかじゃなくて、お互いが良くなるようなそういった外者を排除しないまちづくりが大切なんだと思っています。ですので、働き方として事実上半日かもしれないんですけども、結果としてそれ以上の活動をしてくれたよねとそうしてもらえるように行政としても企業としっかりと連携をしながらやっていきたいと思っています。

またその一方で、多様な働き方というのも今回、この制度に実は制度設計の意味としてあ

ります。これはどういうことかと言うと、時代の流れがとても早いです。自治体運営に多様性や専門性が求められている中で、民間企業も多様な働き方やさらには民間企業だけど、自分の会社だけではなくて地域貢献をしたいとか、そういった社員のかたもいます。さらには、職員のなり手不足や職員の負担軽減、そういった働き方改革の観点から見てもとても大きく貢献できる制度であると私はそのように受け止めております。以上です。

**○議長(又地信也君)** ほかに。

3番 廣瀬雅一君。

**○3番(廣瀬雅一君)** 私は、平野議員、東出議員とまた反対の部分で、私はこの説明資料で事足りるという部分も思っていたんです。

それで、この制度去年もあったという部分で、私も見ていたんですよ。良い制度だなというところで、我が町木古内もどうなのかなと言った時に、ことしに入ってこういうふうに出てきたという部分と、先日の企業もだいたい内定しているという部分もありまして、実際調べたところでありまして。やはり名だたる大企業だと思っていまして、コンサルもやっているという部分で、私は相当期待はしているところでございます。

先ほど平野議員も言っていた町長ができないからほかを連れてくるのか、人材があれなのかという話はあるんですけども、全然私は外部から良い人材であればどんどん連れて来てほしいなと思います。これを1人なんだけども、2人でも3人でも全然私は良いと思いますよ。

それで、私が聞きたいのは総務省のホームページでいろいろ調べたんですけども、実際活用自治体の一覧というのは多数あるんですけども、候補先の企業一覧っていうのがちょっとそういうのあるところ探せない部分もありまして、今回選定にあたった企業さんとかのという部分は、町長自らののか、どこかの情報得てここに辿り着いたのか、その経緯を教えてくださいなのであればその辺も聞きたいなと思っておりますし、今後もどんどんそういうことを活用して良い企業を選定されるのかなと思いますので、その辺も含めてちょっとお聞きしたいです。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 現時点で、北海道全体で58の市町村がこの制度を活用しています。

活用人数が107名です。一番多く起業人、これは一企業2人までですから、一つの自治体は道内で9名来ていただいている自治体もあるみたいです。ですので、その一方、該当する1,400を超える自治体で、手を挙げて予算をとって募集をしても来ない自治体があるっていうのも実態です。ですので、地域おこし協力隊やこの地域活性化起業人の制度、この総務省の素晴らしい制度なんですけど、自治体によってとても格差が広がってきているというのが実態です。ですので、優秀や思いのある人が私達が思っている以上に、ふんだんに人が溢れているかと言うと我が国はそういった状況ではありません。ですので、町として企業とある程度の方向性が思いを重ねられたら、スピード感をもってこのたび提案をさせていただきました。

これは、決して私が1人でトップセールスをしたから、そこの企業に行き着いたわけではありません。

就任してからコロナの対策やサーモンの養殖やDXや教育やいろんな新しい挑戦を職員とあと議員の皆さんが理解をしてくれて、そういった町の動きを見ていた企業や関係者がこの町はおもしろい、可能性があるということで、そのかたと出会うことができました。

ただ、出会ってすぐ町のほうにいわゆる投資をしてくれるそんな甘い話ではありません。

ですので、信頼関係を築きながらも人を育てながら自然を守りながら事業をともに作り上げていく、これがいま木古内町の町の私の考えとしてあるものですから、ですのでいま日本には様々な企業がありますが、現時点ではこれ以上のパートナーがいないとそれぐらいの覚悟と思いで提案はさせていただいております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野です。

私自身議員として予算を可決する際に、町民にしっかりとこの予算がどのように使われて、どういう意図があるってということが自分の中で腑に落ちるかということテーマにしております。理想や希望は、町長の思いとしては理解します。ただ、中身の具体性含めて先月から全くもって上の空、うさんくさく聞こえるのが正直な感想です。私自身の思いとしては、素直に言葉として述べさせていただきました。それが適さないご指摘は、あとからの思いがあるのであればご指摘ください。

先ほども申したように、どうも先月から中身の得体の知れない人材、私は決してよそから来る人を否定しているわけではございません。大いにこの町内のみならず、いろんな人が木古内に来てほしいって思いもあります。ただ、今回来てもらう人も先月来てもらおうと決められた人も中身がどういう仕事やっていたかという具体性が町の考えとして見えないのが実態です。これが鈴木町長、1期目でしたら大いに鈴木町長の可能性を信じて、「やってみてもらおう」という期待も込めますけれども、もはや2期目。1期目から先ほど東出議員が言ったように、実際そのような予算立てをして、人ではないかもしれませんが、企業と提携してそれが実に結んでいない事例もある中、私自身は今回のこの500万円も中身が自分の中で把握できない中、賛成という声はあげられません。そのようなことから、反対の討論とさせていただきます。

○議長(又地信也君) 反対討論が出ました。

賛成のかた討論をお願いします。

3番 廣瀬雅一君。

○3番(廣瀬雅一君) 私は、賛成討論です。なぜに反対なのか疑問に思うんだよね。総務省のホームページをちゃんと見てもらったのかどうかっていうのも疑問に思うんですけども、国の政策。先ほど一般質問でも言いましたように、東京一極集中是正の一端でもあるのかなと感じているところで、国が地方頑張れよと、国の財源も使っていいよと、のちにあるんだけれども。それを使わない手はないのかなと、むしろ。その良い人材、できる人材が来た時に、こっちも要求すればいいじゃないですか、いろんなことを。なにもわからないから、なにもないからやらないっていう、それは私はナンセンスだと思っているんです。いままでもそうだったじゃないですか。だから、この町はこうなんじゃないですか、私から見れば。

でもここに来てこういうチャンスがあるんですよ。私はこれはチャンスだと捉えています、正直言って。これが本当にだめであれば、なんの予算もおらないです。なんの補助金ももらえない。国の政策も、それに乗っかってやりたいこともできないじゃないですか。だから、私はこれはぜひ賛成したいし進めていただきたい。先ほども言いましたように、もっと良い人材を何人でもいれてもらいたいと思っております。

○議長(又地信也君) ほかに反対討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ないようですので、賛成討論もここで打ち切ります。

以上で討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 令和6年度木古内町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

暫時、休憩をいたします。

休憩	午後2時34分
再開	午後2時45分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野武志です。

私、先ほどの反対討論の中で、うさんくさいという言葉を使いまして、それは町長いわく企業のことを言ったのではないかという問いを休憩中にいただきましたが、私は企業のことではなく、町長の発言に対して発言した言葉であります。しかしながら、それにしても発言としては適切ではないと思っておりますので、うさんくさいという言葉は訂正し、変わりに言うとならば町長が述べていた答弁は、心には響かなかったということで取り替えていただければありがたいです。よろしく願いいたします。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後2時46分
再開	午後2時50分

### 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第11 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

### **意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書**

**○議長(又地信也君)** 日程第12 意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番 吉田裕幸君。

**○9番(吉田裕幸君)** 9番 吉田裕幸です。

意見書案第1号 令和6年6月20日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 吉田裕幸、賛成者 木古内町議会議員 平野武志、同じく新井田昭男。

意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出をします。

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道が2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業などの国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取り組みを進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であることから、記載しておりますとおり以下2点の要望事項について、内閣総理大臣及び各関係大臣等に提出

するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

**○議長(又地信也君)** 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### **意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、 「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書**

**○議長(又地信也君)** 日程第13 意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」などを教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番 東出洋一君。

**○2番(東出洋一君)** 2番 東出洋一です。

意見書案第2号 令和6年6月20日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 東出洋一、賛成者 木古内町議会議員 竹田 努、同じく相澤 巧。

意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。

この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更されました。

教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については、依然として検討にとどまっています。

教育現場では、給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、奨学金制度を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、この解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、記載しておりますとおり以下5点の要望事項について、内閣総理大臣及び各関係大臣等に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書については、原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書

○議長(又地信也君) 日程第14 意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 4番 竹田 努です。



意見書案第3号 令和6年6月20日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 竹田 努、賛成者 木古内町議会議員 廣瀬雅一、同じく新井田昭男。

意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

地方公共団体の現状は、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。

加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度までに確保するとしていますが、増大する行政需要、また採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには、より積極的な財源確保が求められるところであります。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下10点の要望事項について、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものであります。

以上、提案理由といたしますので、議員各位の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書については、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也君) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

#### 意見書案第4号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第15 意見書案第4号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と

関連法案を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番 東出洋一君。

**○2番(東出洋一君)** 2番 東出洋一です。

意見書案第4号 令和6年6月20日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 東出洋一、賛成者 木古内町議会議員 吉田裕幸、同じく竹田 努。

意見書案第4号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

農業をめぐる情勢は、世界人口の増加等で食料不足が危惧されている一方、近年の気候変動などにより農地の損失・農業生産の減少が進んでいます。

また、ウクライナや中東情勢の悪化のほか、為替円安なども相まって生産資材等価格の高止まりなどで経営が悪化し、このままでは離農者があとを絶たず、生産基盤はさらに脆弱化し、食料の安定供給に対する国民の不安も高なるばかりです。

このため、食料・農業・農村基本法で掲げる新たな理念のもと、昨今の世界情勢を踏まえた輸入に頼らない国内の農業生産の増大が求められるとともに、適正な価格形成においては消費者の理解醸成を前提に価格転嫁できるよう国の関与のもと進める必要があります。

また、生産基盤の維持・強化に向けた農振法の整備やスマート農業推進に係る予算確保、さらに不測時の食料確保にあたっては、官・民・農が一体となった実効性のある生産体制や備蓄の強化のほか、輸出入体制の構築などを適切に組み合わせ、平時より食料供給を確保することが重要となっています。

こうしたことから、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の厳しい経営状況を打開する改正基本法や関連法案となるよう以下3点の要望事項について、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第4号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書については、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

**○議長(又地信也君)** 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 意見書案第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第16 意見書案第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) 意見書案第5号 令和6年6月20日 木古内町議会 議長 又地信也様。  
提出者 木古内町議会議員 相澤 巧、賛成者 木古内町議会議員 安齋 彰、同じく苅部礼司。

意見書案第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択され、同年9月20日に条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。

現在93か国が署名し、70か国が批准しています。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略にあわせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行い、その後も繰り返し核使用の脅迫を行いながら侵略を続けています。

これは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約に明確に違反するものです。

いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。

その証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求め、内閣総理大臣及び外務大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番 廣瀬雅一君。

○3番(廣瀬雅一君) 一つちょっと質問をさせてください。

この核兵器禁止条約には、核抑止論っていうものを禁止されていると思っております。

そこまで禁止してしまうと日本の安全保障政策の根底が揺らいでしまうと私は思っております。その辺の解釈はどうお考えかお聞かせ願いたいです。

○議長(又地信也君) 7番 相澤 巧君。

○7番(相澤 巧君) この核兵器禁止条約については、核兵器全面禁止を求めています。

それに向かったの条約でありますので、その機運も少なくなったと思うところです。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

3番 廣瀬雅一君。

○3番(廣瀬雅一君) 反対討論でございます。

どうしてもこの辺私もいろいろ調べたりする部分がありまして、矛盾がありまして、我が国は当然唯一の被爆国であり、その悲惨さは全国民の知るところであり、核の根絶はみんなが思っているとおおり、私も熱望しております。

このたびの反対理由は、核兵器禁止条約には人道的観点はあるものの、先ほど言った核抑止論、威嚇の部分なんですよね、ちょっと引かかるのが。我が国の安全保障を考えた時には、本当に矛盾するんじゃないかと考えております。

日本国の国防安全保障は、米国の核抑止力を前提に形成されており、政府また自衛隊はそのように運営されていると思っております。

我が国は、非核三原則やNPT核兵器、不拡散条約において主導・主張すべきで、国防安全保障を思うのであれば、必ずしも賛成とは思えません。

また、原水協のホームページを調べたところ、全1,781自治体中の38%が賛成、678自治体となっております。この数字が良い悪いとはならないけれども、これを踏まえて私の反対討論というのが理由でございます。以上です。

○議長(又地信也君) 反対討論がありました。

賛成討論のかた、6番 安齋 彰君。

○6番(安齋 彰君) 6番 安齋 彰です。

いま反対ということで、討論いただきました。その中でも原爆の被害を受けた世界で唯一の国だと。それから、その被爆国である被害を受けた人々やその被害の状況について、甚大なものがあるということを知っていながら、なぜそういうことが言えるのかというふうに私は思います。確かに防衛という面で見れば、そういうことを言うっていう絡みはわかるんですけども、日本は永久的に戦争をしないということを憲法で言っている国民なわけです。

国なわけです。確かにアメリカの力を借りてやっているかもしれない、防衛という面では。

だけれども、やはりこの核兵器っていうのは非人道的な兵器なわけですから、その被害を受けた我々がまず先頭に立って全世界からなくしていこうというふうにやっていかなければならないんじゃないですかと。この核兵器持っていますよ、これを撃ったらあなたのところは、終わりですよみたいなこの威嚇っていうか脅迫ですよ、完全に。これをやっているうちは、この世界の平和っていうのは絶対なくならないと思いますので、まずやはり日本が先頭に立ってやっていくべき。だから、この意見書を出し続けて、それを訴えていかなければいけない。当然、条約を結んでいるアメリカもそうですし、そういう戦争大国と言われていところにもやはり核を廃絶しようということを訴えていかなければならないんじゃないかなというふうに私は感じますので、これを出し続けていくということが必要なんだというふうに思いますので、ぜひ賛同していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに反対討論ございませんか。

9番 吉田裕幸君。

**○9番(吉田裕幸君)** 相澤議員、安齋議員の言っていることはわかります。

先日、17日の新聞報道にありましており、推定で世界に1万2,121基の核兵器があると聞いております。まだまだ増産体制に入っている、日本の周辺諸国も増産、開発に着手しているという話も聞いています。その中で、日本だけは核兵器を持たない、これは一番素晴らしいことだと思っています。しかしながら、先ほど廣瀬議員がおっしゃったとおり、いま残念ながらアメリカの核の下のもと、日本が守られているというのが現状であります。

よって、アメリカがアメリカに向かってこれの調印・批准をした場合、アメリカから見放された時の日本ってどうなるんですか。将来の子どもたちのことを考えるとやはりいま現状では、やはりこの核禁止条約には調印できないと私は考えております。この辺ご理解をお願いしたいとおります。それで、反対討論といたします。

**○議長(又地信也君)** 賛成討論のかた、お一方。

8番 苅部礼司君。

**○8番(苅部礼司君)** いまの反対討論のお話を聞いている限り、あくまでもアメリカの核の傘の下というのを前提にされていますけれども、要は日本が唯一核兵器の被爆国ということで、一番核兵器の悲惨さをわかっているというのも事実だと思います。ですから、いまのようなお話もわかるんですけれども、日本としては核兵器の全面禁止という流れの先頭に立って、今回の条約の参加・調印・批准をするべきだと思います。ぜひご賛同のほうをよろしくお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 以上で、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書については、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

**○議長(又地信也君)** 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

**○議長(又地信也君)** 日程第17 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにより

たしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

## 会 期 中 の 閉 会

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認めます。

これで、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和6年第2回木古内町議会定例会を閉会いたします。

皆様、どうもご苦労様でした。

( 午後3時30分 閉会 )

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年6月20日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 竹 田 努

署 名 議 員 新井田 昭 男